

第六十一回 参議院外務委員会會議録第十号

昭和四十四年五月八日(木曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

渡辺 武君

補欠選任

野坂 参三君

辞任

佐藤 一郎君

補欠選任

中村喜四郎君

五月七日

辞任

中村喜四郎君

補欠選任

佐藤 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

山本 利壽君

佐藤 一郎君

長谷川 仁君

増原 恵吉君

大和 与一君

石原慎太郎君

杉原 荒太君

高橋 衛君

三木與吉郎君

加藤シヅエ君

西村 関一君

羽生 三七君

森 元治郎君

黒柳 明君

衆議院議員

外務委員長

北澤 直吉君

國務大臣

外務大臣

愛知 揆一君

政府委員

外務省アジア局長

須之部量三君

外務省アメリカ局長

東郷 文彦君

外務省欧亜局長

有田 圭輔君

外務省条約局長

佐藤 正二君

事務局側

常任委員会専門員

瓜生 復男君

説明員

外務省欧亜局西欧第一課長

加賀美秀夫君

外務省欧亜局西欧第二課長

伊藤 義文君

外務省条約局外務参事官

高島 益郎君

大蔵省主税局国際租税課長

竹腰 洋一君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便物の交換に関する協定の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○プレクトノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めの件(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めの件(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締結について承認を求めの件(内閣提出)

○国際情勢等に関する調査(国際情勢に関する件)

○委員長(山本利壽君) それでは、ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月二十五日渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として野坂参三君が選任されました。

○委員長(山本利壽君) 次に、佐藤一郎君が一昨六日委員を辞任され、昨日再び外務委員に選任されましたので、現在理事が一名欠員となっております。

この際、理事の補欠選任についておはかりいたします。

理事の選任につきましては、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本利壽君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に佐藤一郎君を指名いたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院外務委員長北澤直吉君。

○衆議院議員(北澤直吉君) ただいま議題となりました海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る四月二十三日、衆議院外務委員会において起草、提出いたしましたものであります。

政府は、昭和二十七年に戦後の海外移住が開始されるとともに、財団法人日本海外協会連合会及びその後身である海外移住事業団を通じて、昭和四十一年三月末に至るまで、中南米移住者に対して、渡航費として総計五十四億五千万円余を貸し付けてまいりました。

中南米に移住された方々の総数は昭和四十三年末現在で約六万人でありまして、そのうち九〇％以上が農業に従事しておるものであります。

これら農業移住者の現状を概観いたしますと、政府及び海外移住事業団の諸援護並びに官農確立のための現地の融資等の措置にもかかわらず、いまだに定着安定の域に達していない方々も多いのであります。

以上のような点にかんがみまして、政府は、昭和四十一年に行なわれた海外移住事業団法の一部改正により、昭和二十七年四月一日から四十一年三月三十一日までの間に事業団に貸し付けた五十四億円余の渡航費貸付金債権を免除するとともに、同年四月以降は事業団に渡航費を交付することとし、事業団も移住者に対して渡航費を支給することに業務内容を改正したのであります。

しかし、法改正後も、渡航費貸付金債権は依然として、事業団と移住者との間に残っておりますので、事業団はその回収に努力してまいりましたが、昭和四十一年四月以降は、渡航費を全額支給

していること、同じ移住地に渡航費を貸し付けられた人と支給された人が混在して不公平が生じていること、さらには、移住者の中に経済的に良好でない人もいること等の理由によって、回収状況ははなはだ芳しくないであります。

一方、それに伴って、債権管理費の累積が無視できない実情にあります。

また、戦後、米国民救済法の適用を受けてアメリカ合衆国に移住した三百八十八名に対し、政府は三千八百八十五万円余を渡航費として貸し付けておりますが、すでにその九五％が回収済みでありまして、残余の分は回収見込みが立たない状況でございます。

よって、このような渡航費貸付金の返済という移住者の心理的負担と、四十一年の法改正による不公平を除き、かつ、経済的向上をはかり、もって移住者の営農定着を実現させるため、次のような法的措置を講じようとするものであります。

すなわち、本改正案の第一点は、政府は昭和四十一年の事業団法の一部改正の際除外されたアメリカ合衆国向け移住者のため事業団に貸し付けた渡航費貸付金債権約四百六十万円を免除するものであります。

第二点は、事業団は、移住者に貸し付けた渡航費貸付金債権を一括して免除するものであります。

なお、本法案に対しましては、過去に渡航費を返済した者との間に不公平が生じますので、これに対処する方法として、海外移住事業団が現在特別勘定に保管している回収金を移住者全体の利益になるように使用することが適当と思われま

よって、このような観点から、移住者の団体を選定し、これに対し、基金として回収金を寄贈することとし、あわせて貸付金を返済した移住者に対しましては、右団体より感謝状を贈る措置をとりたいと存じます。

また、本案施行による国庫減収額は約四百六十万円と見込まれますので、衆議院外務委員会におきましては、本案の提出を決定するに際し、政府

に対して意見を求めましたところ、愛知外務大臣より、国がアメリカ合衆国移住者に対して、渡航費貸付金債権を免除することについては、残余債権の回収が事実上不可能に近いので、やむを得ないものと考えます。また、事業団が移住者に対して、一律に渡航費貸付金債権を免除することについては、問題がないわけではないが、昭和四十一年以降、渡航費は支給することに改められているので、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が本案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを要望いたします次第であります。

○委員長(山本利壽君) 以上をもって説明は終了いたしました。本案に対する質疑は、後日に譲ることにいたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件及びプレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

以上二案件を便宜一括して議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

愛知外務大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました、日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件につきましては、提案理由を御説明いたします。

わが国とフィリピンとの間の郵便為替の交換業務は、同国が万国郵便連合の郵便為替に関する約定に参加しておらず、また、戦前締結されており

ましたフィリピンとの間の郵便為替約定も戦後復活されなかったため、現在まで実施することができない状態となっております。政府は、同国との間の地理的及び経済的な関係にかんがみて両国間の郵便為替業務の再開の必要性を認め、かねてから同国政府と郵便為替の直接交換のための協定の締結交渉を進めてまいりましたところ、先般合意が成立し、この協定に署名した次第であります。

この協定は、郵便為替の表示通貨、料金の割り当て、振り出し及び払い渡しの方法等双方の郵政庁が郵便為替の交換業務を行なうために必要な基

本的事項について定めたものであります。この協定の締結により、わが国とフィリピンとの間に二十七年ぶりに郵便為替の交換が再開されることになり、公衆の利便が増大することが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、プレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

プレク・トノット川電力開発かんがい計画は、カンボディアの首都プノンペン市の西方約七十キロの地点でメコン河の支流プレク・トノット川をせきとめ、多目的ダムを建設し、一万八千キロワットの発電と五千ヘクタールの農業かんがいを

実施しようとするカンボディア政府の計画であります。総建設費は約二千七百万ドルと見積もられ、そのうち外貨分は千八百万ドル、現地通貨分は九百万ドルとなっております。

政府は、この計画の実施に他の諸国十一カ国及び国際連合開発計画——UNDPとともに協力することとし、この計画の実施工事のための贈与に関する協定を締結するため、本年一月以来プノンペンにおいてカンボディア政府と交渉を行ないました結果、本年三月二十一日にプノンペンにおい

て、わが方力石駐カンボディア大使とカンボディア側プサラ外務大臣との間でこの協定に署名を行なった次第であります。

この協定は、本文九カ条及び附属書から成っており、その主な内容は、次のとおりであります。日本国政府は、カンボディア政府に対し原則として四年間にわたり十五億千七百四十万円の贈与を行なうものとし、この贈与は、日本国の供給者とカンボディアのダム公社との間の契約に基づいて行なわれる日本国の生産物及び日本人の役務の購入に充てられることとしております。

この協定の締結によりまして、カンボディアにとり重要な意義を有するプレク・トノット川電力開発かんがい計画の実現が可能となりますとともに、両国間の経済協力の増進を含む全般的な友好関係の促進に多大の貢献がなされるものと期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、以上二件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(山本利壽君) 以上をもって説明は終了いたしました。二案件に対する質疑は、後日に譲ることにいたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

以上三案件を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○大和与一君 この法律は、さきにベルギーとアラブ連合の法律がもう審議を終わっており、そのときに基本的な共通問題はだいたいお尋ねしましたので、きょうは要点的にお尋ねをするつもりです。

まず、イギリスとの関係ですが、今回のイギリスとの条約は、イギリスの税制改正に伴って現行条約を改正するものであるというわけですが、もし現行条約のままでいくと、わが国から進出している企業あるいは投資家がイギリスの税制改正によって何らかの不利をこうむることがあるのかどうか。それからまた、不利をこうむる具体的な例がいままで出てきているか。そういうことをまずお尋ねをします。

○説明員(竹腰洋一君) 大和委員御指摘のように、イギリスとの条約改正は、主として英国法の改正に基づくものでございます。実は法律改正以前は法律では、配当に対する課税につきましては法人税が課せられるだけで、それが支払われます場合の源泉徴収の課税は行なわれませんでした。個人に対する支払いに対して付加税だけが課せられるようになっておりましたが、その付加税は前の条約によって免除されておりました。ところが、新しい税法改正によりまして、新たに支払われる配当に対しても所得税は課せられることになりました。その所得税の税率は四・二五％という非常に高率でございます。そこで条約上、もし前の条約でまいりますと、前の法律では実はいかならない前提になっておったものから、そういう軽減規定が何も置いてございせん。したがって、前の条約のままで四・二五％がそのまま日本に対して支払われる配当にかかるような仕組みになっておったわけでございます。したがって、新しい条約では、新たにイギリスから日本に支払われます配当についての課税につきましては、制限税率を設けて、一般配当は一五％、親子間配当は一〇％という従来の日本に課せ

られておりましたと同じ制限税率を英国側も取ることにいたしました。したがって、条約を結ぶことによって四・二五％の税率が一五％に軽減されるというメリットがございます。そこで、現在かなりの件数の日本の子会社が実はイギリスにできておりまして配当の支払いを受けておりますが、その分に対してはこの新しい措置によりまして軽減がはかれることとなります。で、その額は、大体これはまだ現在では非常に額は小さくございすけれども、二億円前後が日本側にとつての軽減税額になると思ひます。

○大和与一君 イギリスとの条約の第二十八条によれば、イギリスの海外領土についても、両国間の合意によって、この条約をそのままか、または修正を加えて適用することができることになっておる。このような地域でわが国が経済関係を持つてゐる場所としてはどのようなものが一体あります。現在その適用について交渉中ということであれば、差しつかえない範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(竹腰洋一君) 対象地域として考えております地域はいたしましておもなものをあげますと、ソロモン、フィジー、ギルバート、エリス、フォークランド、アンティグア、英領ホンジュラス、ドミニカ、グレナダ、モンセラット、クリストファー・ネビス・アンジュラ、セント・ルシア、セント・リンセント、バージンサイエラスというふうな地域がございます。その中で日本側が非常に大きな関係を持っておりますのはフィジーでございます。これは鉱石の輸入が相当量ございす。そのほか、あとそう大きなところはございせんけれども、特にソロモン、英領ホンジュラスあたり若干の貿易がございます。それで、主としてやはり大きな影響は、船舶の課税に対する影響が大きいと思ひます。日本の船舶が寄港いたしましたして荷物の揚げおろしをいたします場合は積み荷運賃の課税が行なわれる場合もございすので、拡大適用によりまして相互免税の規定が適用になることが相当大きな効果があるというふう

うに考えております。拡大適用につきましては現在交渉中でございますが、実は先ほどお話し申し上げました税法の改正に伴います問題にからみまして、旧英領は実は英本国の税法に類似した税法を持つておるのでございす。本國が改定いたしましたにもかかわらず、実は旧英領につきましては、まだその改定に従わない部分が相当ございす。したがって、そういう場合をいかにするかというところにつきましては部分的な了解事項がまだ最終的な段階に至っておりませんが、もうほぼ合意に達しましたので、近く交換公文が交換される予定でございます。

○大和与一君 わが国がイギリスに支払っておる特許使用料などの内容について御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(竹腰洋一君) イギリスに對しましての特許権のおもなものといたしましては、業種別に申し上げますと、機械関係が非常に多うございす。機械技術関係でございますが、電気機械製造、輸送機の製造関係、その他機械、合わせまして百五十件、これが一番大宗を占めております。そのほか化学工業関係七十二件、それから紡織機械関係が十七件、四十三年の三月末現在で合計二百三十九件の特許権契約が結ばれておりまして、これに基づく使用料が支払われておるわけでございます。

○大和与一君 イギリスのわが國産品に対する差別的輸入制限についてお尋ねします。

○説明員(伊藤義文君) 日本と英國の間には一九六二年に日英通商航海条約が締結されて、わが國と英國との間にいわゆる最惠國待遇が相互に付与されているわけでございます。その後兩國間の交渉によつて、現在いわゆる英國の対日輸入制限というのは自由化になっておるわけでございますが、実際には輸出自主規制というものがございまして、わが國としては、英國が特に関心を有する品目について自主規制を行なっており、その数は現在四十八品目でございます。この自主規制四十八品目の内容といたしましては、繊維製品が四

十四品目、家庭用陶磁器が四、合計四十八品目でございますが、これにつきましては、年々兩國間の交渉によつて、輸出自主規制の撤廃あるいは輸出自主規制ワクの拡大ということで交渉いたしております。

○大和与一君 イギリス側の批准状況はどうですか。

○説明員(高島益郎君) 英國のこの租税条約の批准の手続といたしましては、国会で審議いたしませんで、国会に一定期間テールプルしておきまして、その期間が経過いたしますと、自動的に承認が行なわれたということになります。現在まだその手続は済んでおりません。近くそのような手続によつて承認されるというふうを考えております。

○大和与一君 そうすると、それは期間はどれくらいですか。

○説明員(高島益郎君) 一月でございます。

○大和与一君 今度はオーストラリア。わが國とオーストラリアとの貿易を昭和四十三年について見ると、輸出が四億一千六百三十万ドル、輸入が九億二千三百三十万ドルで、わが國が二倍以上の大幅な入超となつておるようですね。こうした貿易のアンバランスは、オーストラリアの関税障壁によるものではないか。この前もちょっと大臣にお尋ねしたことがありましたが、また何らかの非関税障壁はないのか。こうしたアンバランスを是正するために、最近開催された第七回日豪経済合同委員会においてこの問題は取り上げられたのか。また、将来どのようにしたらよろしいのか、政府のお考えをお尋ねいたします。

○國務大臣(愛知揆一君) この日豪兩國間の経済関係は、三十二年の日豪通商協定の締結を機に緊密化してきておるわけですが、現在わが國は豪州にとりまして最大の輸出相手國としての地位を占めるに至つております。また豪州はわが國にとりまして、羊毛製品、鉄鉱石等のわが國が必要とする一次産品の重要な供給源になっております。これがおおよその概況でございますが、さ

らに、こうした関係を緊密化するためにいろいろの方策を講じておりますけれども、ただいま御指摘になりました具体的な問題等については、政府としてももちろんであります。御案内のように、民間関係の日本の経済ミッションといえますが、定期的の会議等も最近東京で行なわれておるような関係もありまして、今後一そうそうした点の是正改善につとめていきたい、かように考えております。

○大和与一君 次に、イタリアとの条約関係。

イタリアとの条約では、配当などの投資所得を受け取る場合に、一般的にはそれらの所得が生じた相手国で軽減税率が適用されるのだけれども、これらの所得が相手国内にある支店等の恒久的施設に實質的に関連して生じたものである場合には軽減税率は適用されない。相手国の高い税率がそのまゝ適用されることになっておると思ひます。このような規定になっておるのは一体なぜであるか。それからまた、わが国からイタリアに進出している企業で現実にはこの例外規定の適用を受けるケースはあるのですか、これをお尋ねします。

○説明員(竹腰洋一君) ただいま御質問のありました、投資所得に関連して、恒久的施設がある場合には軽減税率が適用されないということ、これは単にイタリア条約だけではないということ、これはOECDモデルでもそういう思想に基づいてつくられております。これはその場合は、実はいまちよつとお話がございましたが、限定がございまして、たとえロイアルティとか利子の場合に、利子の発生に起因する債務そのものが恒久的施設を持つておる。たとえばイタリアから日本の企業に対して貸付金をしておられるけれども、それは単に形式的な場合であつて、實質的にはその資金はイタリアにある日本の企業の支店で運営されておる。その中から利子が支払われるというような場合でございまして。こういう場合には、実はその資金というのは本来は失礼しました、逆でございまして。たとえば日本からイタリアに貸し付け金をしておる場合、イタリア側は日本の企業に

対して利子を払うわけでございしますが、その資金が日本の国の中で調達された資金ではなくて、たとえばイタリアの国内で調達された資金であるにもかかわらず、形式上は貸し付け金契約がイタリアの会社と日本の会社の上でできておるという理由だけで、その利子が日本に対して支払われるという場合にまで軽減税率を適用するのはいかか。ほんとうに資金の調達がイタリアの中で行なわれてイタリアの企業に貸し付けてそれが払われる場合には、やはりその利息が払われる相手というの、まあ資金そのものはイタリアの国内のもの。だから、その源泉はイタリアの国内であると考えて課税をすべきである。その場合には、そういう利子の課税というものは、非居住者に対する支払いと同一に考えるのではなくて、むしろイタリアの居住者に払われるところと同一の取り扱いを實質的にされるべきであるという考え方に立脚したものでございまして。

○大和与一君 ちよつとややこしいですね。OECDモデル条約案では、使用料に対する源泉地国課税は免税としておるが、わが国が先進諸国と結ぶ租税条約では、すべて一〇%を課税することとしておる。これは、わが国がまだ技術導入国であることによるのではないかと思ひますが、事実、イタリアとの関係について見ても、昭和三十一年度わが国からイタリアへの使用料支払い額は五百十一万ドルで、受け取り額七十七万ドルに比べると圧倒的に多くなつておる。しかし、イタリアとの条約では、交換公文で、将来わが国がOECD加盟国のいずれかとの条約で一〇%以下の税率を適用するときは、イタリアもこれに均てんできるように条約を改正するため協議することになつておる。そこでお尋ねするんですが、政府は使用料に対する税率の一〇%以下への引き下げについてどのような考えを持っておられるのか。わが国の技術導入政策及び技術の使用料に対する課税の問題について大臣のお考えを承りたい。まあ、ほかの方でもいいですよ。

○説明員(竹腰洋一君) 御指摘のございましたように、ヨーロッパ諸国との条約交渉をいたします場合には、OECDモデルをたてにとられまして、軽減税率をOECDモデルどおりに下げるといふ要求が出てまいります。しかしながら、日本の現在の立場では、御指摘のように、技術の導入国であるということ、それから、それに対する税収の観点から見ても、これを一挙に引き下げた場合税収上に問題があるという、この二つの観点から、わが国は、いままではロイアルティを一〇%以下に引き下げました事例はございせん。また、今後条約交渉の過程を予想してみても、当面、私どもは方針を変える意思はないわけでございますけれども、先々、日本の工業技術が非常に進歩し、これから後進国に対する技術輸出の問題も起こってくるものと思ひますが、そういう場合には、逆に日本のほうがなるべく合理的な安い税率にすることが望ましいという立場になろうと思ひますが、そういう立場の変化を勘案しながら、かつまた、歳入に対して与える影響等も勘案しながら対策を考えていくべきだと思ひますが、その場合にも、単に一國、一國の問題だけではなく、わが国の対外的な一つのそういう軽減税率をいかにするかという基本的な観点からとらえて検討すべきではないかというふうに考えております。

○大和与一君 最後に、イギリス及びイタリアの対日産品輸入制限の現状についてお尋ねいたします。

○説明員(加賀美秀夫君) イタリアの対日輸入制限の現状についてお答え申し上げます。イタリアはEEC諸国のうちで対日輸入制限、差別輸入制限につきましては最も制限品目の多い国でございまして。しかし、昨年八月やりました交渉におきまして、本年、つまり今年の末までに五十八品目の差別を撤廃するという合意ができました。その合意が執行されれば、ことしの末には残存の日本に対する差別制限、これは四十五品目になるはずでございまして。去年の八月交渉が妥

結いたしました前回は百三の制限品目がございました。イタリアは交渉の妥結の際に直ちに二十五品目を自由化したいたしました。それから、今年の初めに十四品目自由化したしております。したがって、今年の末までにイタリア側が約束してこれから自由化するという品目は十九品目でございまして。しかしながら、日本側の輸出関心品目である自動車、マシン、そういう品目につきましては、現在のところまだ制限されております。ちなみに日本とイタリアの貿易額は、昨年は日本からの輸出が七千百万ドル、イタリアからの輸入が七千四百百万ドルという形になっております。

○大和与一君 イギリスとイタリアと両方聞いたのですが。

○説明員(伊藤義文君) イギリスの対日輸入制限については先ほどちよつと申し上げたのですが、昭和三十八年日英通商航海条約が締結されて、両国で互いに差別待遇を与えるガット三十五条の援用が撤廃された。そこで、両国間でその後たびたびの交渉を通じて、現在イギリスの対日輸入制限というものはないわけでありまして。ただ、實際的にはわが国から輸出自主規制という品目が若干残つてはいるわけでありまして、これも年々減つていくわけでありまして。現在四十八品目に及び自主規制品目があるわけでありまして。その内容は、繊維品四十四品目、家庭用陶磁器四品目ということになっております。また、昨年度のわが国と英国との貿易量は、わが国の輸出が三億六千万ドル、それに対してイギリスのわが国に対する輸出が一億五千百万ドル。したがって、わが国のはうが一億ドルの輸出超過になつておるというふうな現状でございまして。

○大和与一君 私の質問は終わります。

○羽生三七君 一つだけ。いまあげられておるこの三つの国と日本との関係ですが、一つ一つ、制限品目がどうで自主規制がどうということはお尋ねいたしません。それらの品目の数だけでは意味がないので、その条件によつてみな違うのですから、意味ありませんか

ら聞きませんが、いわゆるプラス・マイナスとい
いますか、フィフティ・フィフティにいつている
のか。損得から言えどいうことになつて
いるのか。簡単でいいのですが、一々例証をあげ
る必要はありません。貿易の量とかそういうこと
じゃない。いまの制限関係、自主規制も含めて。

○説明員(伊藤義文君) 英国の場合について御説
明いたします。わが国は英国に対して自主規制を
行なつております。四十八品目でございます。と
ころが、日本側の残存輸入制限品目は百二十品目
でございます。したがって、これを考慮いたしま
すと、どちらがいかということは、実は日本の
ほうが方がいいということは言えると思ひます。

○森元次郎君 一つ。
いまイギリスの場合を例にとつて、留学生が、
日本から向こうへ国費では十六名、向こうからこ
ちらには三名とか、各国との関係で、もうたいへ
ん差があるのですが、これはどういうことなの
か。文化関係の人はいいかも知れぬが、もしわ
かつたら知らしてもらいたい。

それと、海外へ行つてみますと、民間の技術の
研修生とか、それから私の費用で行つてゐる留學
生、かりにパリにしますとパリにどのぐらいい
るんだらうということがいつも実数がかめな
い。これは、昔は領事館のお世話にならなければ
ならなかつたから、いつでも日本人の実数は把握
できるんですね、在外公館が。いま在外公館なん
かへ顔出す人は非常に少ないから、かといつて、
日本人が何人どうしてゐるんだという実態をつか
んでないように見えるんですが、その間の事情を
伺ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 担当の者がたゞいまお
りませんから、詳しいことはまた別の機会に御説
明すると思ひますが、常識的にお答えいたした
いと思ひますが、確かにこれは一つの問題だと思
ひます。たとえば、大都會、これはニューヨーク
にしてもロンドンにしても、ほかのところもも
ちろんだと思ひますが、正確にその都會におりま
す日本人の数を把握することはできておりませ

ん。これは、かりに総領事館というものがあつた土
地でございまして、総領事館に届け出させるこ
とを義務として強制することはできませんでしか
ら、したがつて、子弟の関係その他で、総領事館
に届け出ておけば処遇上有利であり便利である条
件を欲する方は、これは求めずして届け出てこら
れるようでございますけれども、ことに最近では海
外旅行が非常に盛になつた関係もあり、それか
ら、若い人などはいろいろのついででもぐり込んで
滞在をしてゐる。何をしておるか問われれば、
勉強してゐるはずなんですが、何をしておるか
わからない。こういう人がだんだんふえてきておるよ
うに見受けられるわけでございます。私もこれは
何とかせにやならぬと思つておりますけれども、
実は妙手がございせん。困つておるようなわけ
でございますが、どうかひとついいお知恵がご
ざいましたらお教えいただきたいと存じます。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言もなければ、
三案件に対する質疑は尽きたものと認めて御異議
ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山本利壽君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより三案件について一括討論に
入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにし
てお述べを願ひます。
別に御意見もないようでございますが、討論は
ないものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山本利壽君) 御異議ないと認めます。
それでは、三案件につきまして順次採決を行な
います。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回
避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブ
リテン及び北部アイルランド連合王国との間の条
約の締結について承認を求めるの件を問題に供し
ます。本件を承認することに賛成の方の挙手を願
ひます。
「賛成者挙手」

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回
避及び脱税の防止のための日本国とオーストラ
リア連邦との間の協定の締結について承認を求め
るの件を問題に供します。本件を承認することに賛
成の方の挙手を願ひます。
「賛成者挙手」
○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。
よつて、本件は全会一致をもつて承認すべきもの
と決定いたしました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回
避及び脱税の防止のための日本国とオーストラ
リア連邦との間の協定の締結について承認を求め
るの件を問題に供します。本件を承認することに賛
成の方の挙手を願ひます。
「賛成者挙手」
○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。
よつて、本件は全会一致をもつて承認すべきもの
と決定いたしました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回
避のための日本国とイタリア共和国との間の条約
の締結について承認を求めるの件を問題に供しま
す。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひ
ます。
「賛成者挙手」
○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。
よつて、本件は全会一致をもつて承認すべきもの
と決定いたしました。

なお、三案件について本院規則第七十二条によ
り議長に提出すべき報告書の作成につきまして
は、これを委員長に御一任願ひたいと存じます
が、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山本利壽君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、國際情勢等に関す
る調査を議題といたします。
これより質疑に入ります。御質疑のある方は、
順次御発言を願ひます。
○羽生三七君 来月九日日本でASPAACが開か
れることになっておりますので、これに臨む日本
側の態度について若干お尋ねをしたいと思ひま
す。
実は、この問題については前の三木外務大臣の

とき、それからさらにその前の椎名外務大臣のと
き、そのつど当委員会では、日本の外務當局がこ
の會議に臨む態度についてそれぞれ所信を伺つて
きたわけで、かつまた、椎名、三木両外務大臣か
らそれぞれ當時明確な答へがあつたわけでありま
す。したがつて、あと一カ月後にこの會議を控え
て、この際日本側の態度、愛知外相の態度をお聞
きしておきたいと思ひます。

今度の會議は、申し上げるまでもなく、さきの
アメリカの偵察機墜落事件、それに伴う護衛偵
察、さらに日本海への七十一機動部隊の移動、そ
ういふ問題とともに、中ソ國境紛争とか、あるい
はベトナム和平會談も停滯をしてゐる。そういう
問題のある際でありますから、おそらくこの會議
では、どれを主として國際緊張の要件として教え
あげるのかわかりませんが、たとえば朝鮮問題等
をその要件に数えあげて、このASPAACの軍事
的色彩をより強めようという、そういう動きが出
てくるのではないかと推量されるわけでありま
す。ニクソン大統領は在野時代「フォーリン・ア
フェアーズ」にこのASPAACに關していろいろ
なことを書いたことがありますが、それは過去の
ことで、いま直ちにアメリカ政府の態度も明確で
ないけれども、しかし、いづれにしても、全体と
してこのASPAACの軍事化という問題がいま
でよりもさらに進められるのではないかというの
は、私の單なる個人的杞憂ではないと思ひます
が、そういう情勢を前にして、外相のこの會議に
臨む基本的な態度についてひとつ伺ひをしたい
と思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) ASPAACにつきまし
ては、ただいまおあげになりましたように、六月
の九日から三日間開催することに決定されてお
ります。その準備のために常任委員会が、各国の代
表者——これは東京駐在の各国の大使で原則的に
構成されておりますが、すでに四回開會いたしま
して、来週最終の委員會を開催いたしましたので、そ
こで進行順序等を相談することにいたしましたので
す。したがつて、その常任委員會が終了した

しました機会に、あらためてASPAACに臨むわがほうの態度というものは、従来どおりに御説明をいたしたいと実は心組んでおったような次第でございます。そのASPAACにつきましても、いま申しましたように、すでに数回の常任委員会も開いておりますが、わがほうの態度は従来と全然変わっておりませんし、また、従来憲章こそございませぬけれども、ASPAACに関するいろいろの発言その他等を、ごらんいただきましてもわかりますように、性格というものは定義づけられておる。防衛的な問題を取り上げたり、そういう機構にするというようなことは本来考えられておる。それから、その線をわがほうとしては大切に育て上げていきたい。基本線は全然変わらないうちに臨むはずでございますし、また、今回の総会を前にしての常任委員会の空気を見ましても、各国の間にもそうした動きがあらわれておるとは私は見ておりません。したがって、今回の総会におきましても、防衛同盟的な、あるいは防衛会議的な性格に近づけるような傾向というものは否定してまいりましてもよろしい。おそろく各国からもそうした要請などは出てこないとは見ておられます。ASPAACはそもそも各国が自由に意見を交換し合おうということが一つの慣行になっておりますから、総会などにおきまして、たとえば国際情勢の分析、見直し等について各国の代表者の発言等にはどういふものが出てくるかはわかりませんが、ただいま申しましたような基本線で運営してまいりたいと思っております。かりにもこの性格が変わるといふようなことはないと思ひますし、わがほうとしては、これは特に議長国でもございまして、十分その点は胸に入れて運営に当たってまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○羽生三七君 外相のただいまの御意見で大体わかりましたが、かりにもそんな心配はないだろうとお話でありましたが、かりにもそういう軍事同盟的色彩が強くなってきた場合はどうかという、三木外相時代、それから椎名外相時代における私の質問——当委員会での他の委員もそうでした——に対して両大臣は、そのような動きは断じて拒否する、もし日本の主張がいられなければ脱退してもかまわぬ。それまではつきり言っておるわけですね。これはお二人ともそうでした。ですから、その点はひとつ明確にしておいていただきたいと思ひます。それは、会議がそういう性格のものではないというお考え、また、そういう方向、そういう軍事同盟的な色彩を避けて従来の基本線を守りながら会議を進行したいというお気持ちはいくわかりますが、かりに会議の途中で、いま私が申し上げたような杞憂、心配が現実の問題として起こってきた場合どう対処されるか。その場合には前・両外相の言われたように、もしそういうものになれば日本は脱退せざるを得ない、これを拒否すると言われましたが、その前・両大臣のお考えと違ひはないのかどうか、この点もお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま申しましたように、ASPAACの運営につきましてもは、従来からの政府の方針を堅持してまいりたい、かように存じておりますから、ただいま御質問ございまして、私が、私としてはむしろ積極的にこのASPAACというものが軍事的な性格を持たないようになり、そしていくと、そういうふうな気持ちで運営に当たりたいと考えております。

○羽生三七君 そのお考えを承ってよく了解できますが、ただ会議の際にいろいろ議論も出、また最終的な声明等も出される場合に、よほどその点配慮をされないと、沖縄返還問題にも私は影響が出てくるようなことではないかという一つの心配を持っております。特に韓国の副総理が先日佐藤総理に対して強い韓国側の意向を述べておるようです。たとえば核抜き・本土並みでは絶対困ると、それは「韓国の問題ではない」という前置きはしておるようでありますが、しかし、強い意思表示をしておるようでありますので、これらの会議の——ASPAACの問題だけに私は関していいまのことは言っておるわけではございません。日本を取り巻く周辺諸国にそういう動きがあるという前提で申し上げておるわけですが、その辺を十分勘案して対処されることを希望いたします。それから次は、昨日も衆議院の外務委員会が沖縄返還に関する対米交渉の姿勢について質疑があったようでありますが、私ぜひこの機会に承っておきたいことは、基本的な外交方針のことではないんで、きわめて技術的な問題になるかと思うんですが、たとえば一番の問題の本質は事前協議の弾力の運用と言われているわけですね。だから、具体的に事前協議の弾力の運用とか運営とかいうことなんですが、どういふようなことが考えられておるのか。問題の焦点がそこにはしぼられておるのか。それは一体具体的に、たとえばどういふことが予想されるのか、どういうケースが考えられるのか。これを二、三例証をひとつあげて説明をしていただきたいと思ひます。私は私なりに考えてはおりますけれども、食い違ひがあるといけませんので、この辺をひとつ承りたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 実はその点でございまして、政府として「事前協議の弾力の運用」というようなことばをこの日米交渉に関連して使っていることはいわゆるでございまして、これが何か政府がそういうことを考えているんだというように、なことが伝えられておることにつきまして、私はいま申し上げては少しこれは先回り過ぎては、基本ではないかという感じがいたします。基本的な態度ではなくて、技術的なことを聞きたいんだと言っておられるのに対して、抽象的なお答えをするように恐縮なものでありますが、今回東郷局長にこれからの交渉の進め方等についての下準備のために渡されてもらったわけでございますが、その報告から受ける私の印象をいたしまして、まず必要なことは、日米双方の、たとえばアジア情勢その他に対する情勢判断、分析というふうなことがむしろ非常に大事なことであって、そこから話を着詰めていきませんと、問題の基地の態様というふうなところに攻め入っていくことがむしろかしいのではないか、こういうふうな印象も私と

しては受けるわけでございますから、今度の交渉はむしろかしくもあり、しかも、日程的にも、御承知のように、六月から始めて最終的には十一月の末にひとつ結論づけたいというふうな、かなり長い期間ほんとうに話し合いをじっくり詰めていこうというか、まあ、それに当たりたいと思っておりますので、そうした具体的、技術的な点がもしあるといたしまして、それは最終的な段階で真剣な討議と検討が必要ではなからうかと考えておりますが、現在、そういう意味で、あまり先回りをし過ぎてしまつて自縛自縛になつたり、あるいはまた、肝心の国民的御期待にこたえるような結論をつけたと思つておられることもおそれますので、ただいま「事前協議の弾力の運用」と言われておるようなことばについてどう考えているかというお尋ねがございまして、私はいま申しましたような考え方でございまして、私はいま申しました時期ではないと、かようにお答えする以外にないわけでございます。

○羽生三七君 「事前協議の弾力の運用」ということばは、外務省が使われなくても、世間の常識になつておるものですかとお尋ねしたわけですが、いづれにしても、基本的な問題は、アジア情勢をどう認識するか、あるいは安保第六条の極東条項に関連して日本がどういふ方針を打ち出すか等等、その辺のところが重要な関係があつて、その基本線との関連で個々の具体的な問題がきまつていくという、それは外相のおっしゃるとおりだと思ひます。しかし、その基本線が私たちと政府とはだいぶ違つておるわけですが、それにしても先回りをしてこまかいことまで根掘り葉掘り聞いていくことでは私必ずしもないのです。問題の焦点がそこにはしぼられてきておるという印象を受けるわけですが、したがって、従来これは事前協議の対象になるかと考えられておったようなたとえば基地の態様のような場合、その幅を広げて、それは対象にしないのかなんとか、そういうことを「弾力的」と言つておるのかどうかですね。そういう二、三

しては受けるわけでございますから、今度の交渉はむしろかしくもあり、しかも、日程的にも、御承知のように、六月から始めて最終的には十一月の末にひとつ結論づけたいというふうな、かなり長い期間ほんとうに話し合いをじっくり詰めていこうというか、まあ、それに当たりたいと思っておりますので、そうした具体的、技術的な点がもしあるといたしまして、それは最終的な段階で真剣な討議と検討が必要ではなからうかと考えておりますが、現在、そういう意味で、あまり先回りをし過ぎてしまつて自縛自縛になつたり、あるいはまた、肝心の国民的御期待にこたえるような結論をつけたと思つておられることもおそれますので、ただいま「事前協議の弾力の運用」と言われておるようなことばについてどう考えているかというお尋ねがございまして、私はいま申しましたような考え方でございまして、私はいま申しました時期ではないと、かようにお答えする以外にないわけでございます。

の例をあげて、それをそのとおり対米交渉でやれ
と云うのじゃないです。それで外務省がそうい
う「弾力的運用」ということばを使っておるわけ
じゃないですから、これをお尋ねするのどうか
かと思うのですが、しかし、一般的にはそのことば
が慣用語になっておるから、その辺、差しつ
かえない範囲で、たとえばこのようなこともある
いは予想されるというようなことをひとつ。どう
しても答えられぬというならかまいません。

○国務大臣(愛知揆一君) たいへんごもつともな
お尋ねでございますが、従来から、率直に申しま
して、施政権の返還が行なわれるということにな
れば、特別の定めがない限りは安保条約をそのま
ま適用されるのが自然の姿であらうと、こう申し
上げております。まあ、いまその「特別の定めが
ない限り」というところに非常な含みがあると御
理解いただいておりますが、そして「特別の定め
ない限り」という中にも、観念的に考えれば、い
ろいろのことも観念的には考えられると思いま
すが、特別の定めなき限り安保条約をそのまの姿
で適用されるというふうに考えておつて、その中
にはいろいろのヴァリエーションも観念的にはあ
り得るというところまでがお答えの限界ではない
かと思っております。

○大和与一君 ちよつと関連して。

この前私もそのことをお尋ねしたときに、私が
お尋ねしたら、大臣は最後にこう言いましたね。
アメリカと日本の合意の範囲内で自分たちはさ
ばいておる。それではその合意というものは文書
か口頭か、何かあったら見せてください、こう
言ったら、時間がなくてお答えいただいていない
のですが、結局、いままで政府は国民に対して、
あるいはわれわれの質問に対して答えていないこ
とは、やはりその合意の範囲内だということです。
うしますと、それをはずれる場合には特別の定め
が要るかもしれない、あるいは特別の定めという
のは国会になしななければいけない、こういうこ
とで発展してくる。したがって、いまの「合意の
範囲内」というのはどういうものか、はっきり文

書があるならば示していいじゃないか、文書がな
ければ口頭でもメモでもいいからそれを教えても
らいたい、こういう質問をこの前したのですが、
お答えがなかったのですがね。

○国務大臣(愛知揆一君) その点は私も従来お答
えいたしておる通りでありまして、現在は条
約、交換公文、共同声明あるいは了解事項、全部
ありのまの姿を国会に御説明いたしておるわけ
でございます。現在それ以外に合意とかなんと
かいうものはございません、現在の状況におきま
して。

○大和与一君 もう一つ。

そうすると、いままではこちらからお尋ねをし
たときに、そのときに政府の判断で答えていた
のであつて、別に文書もなければメモもない、自
分たちの判断でこういうふうだろつと云つておる
こういうことになるのです。そのつどだ、い
いかげんではないですけども、あなたのほう
で判断して言うからこれはややくしくなるのじゃ
ないですか。そういうものはないのですか。合意
の範囲内とかなんとかおつしやつたから、それは
一体何だと、そうすると、いままで質疑をしたと
きに答えただけではなくて、もつと何かあつて
それでお答えになっておるのじゃないかと思いま
すが、それはないので。

○国務大臣(愛知揆一君) それはいま申しました
とおり、現在の安保条約の一連の体系の中では、
御承知のもの以外には何もございません。それか
ら、私がいまお尋ねになりました点に触れて前に
申し上げたことがあるとすれば、こういうことで
ございます。今後におきまして交渉によつて、ある
ものについて双方の合意点ができたといひまし
た場合に、それが書きもののかつこうになると
か、あるいはそれが形式が条約になる場合もあり
ましよう、あるいは交換公文といひかつこうにな
るものもございましょうが、その内容は、まあ、
いま仮定のことであり観念的な問題でございます
が、国会の御承認を得なければならぬような性

格のものであれば、当然国会の御審議をいただか
なければならぬ、こういうふうにお考えでありま
す。

○羽生三七君 そうすると、外相が今度六月渡米
される場合には、もうある程度日本側の基本的な
ものをもつて会議に臨まれるのか、十一月総理訪
米の際のためのつまり地ならしとかあるいは下打
ち合わせとか、そういうことに重点があるのか、
その辺はどういうふうなものでございましょう。来月訪米ま
でにもうある程度のはきはまるのかどうか、大
要だけは。

○国務大臣(愛知揆一君) これは、率直に申しま
して、交渉にいいよ入りますわけですから、も
うあらゆる点について合意といひますか、こちら
の主張を基礎にする合意といひものができると
思つております。ただ、七月下旬に国務長官が来
日いたしますし、それから、こちらから国連総会
のときまた出かけますし、機会があつたとつと日程
的に一応組まれておりますから、しかも、わがほ
うといひますか、政府としては、もう国民的な理
解、期待といひものにとたえるといひ一番重い立
場を持つておりますから、それを貫徹いたします
ためには、せいてはいかぬ場合もあるかと思いま
す。そこはある程度ゆとりをもつてやらせてい
ただきたい、こう考えております。そして、総理
が前にも申し上げておりますように、だんだん煮
詰まつてこれで最後の結論が出せようだといひこ
とになりました場合に、たとえば党首会議をお願
いする、あるいはその他のいろいろの方法によつ
て御理解を広くいただき御協力を願つて最終の結
末にたどりつきたい、こう考えておりますわけ
ですから、そこまでに至りますまでの間におきまし
ても、交渉の成否といひことにかんがひなければ
なりませぬけれども、いわゆる秘密外交をやると
いふようなことは考えないで、できるだけ国民的
な御支援をいただくような態勢で進めてまいりた
いと、こういうふうに考えております。

○森元治郎君 大臣、東郷局長を派遣したのは、
大臣の命令で派遣したんですか。案外向こうが
たいの驚いたといひようなふうに見えるんです
が、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは東郷局長もここ
におりますから直接お聞き取りいただければな
おけつこうだと思ひますけれども、東郷局長は政府
の命令で渡米いたしましたけれども、交渉自体は
私が六月の三日から始めるといふことに政府の方
針がござまつておりますので、政府の交渉に当たる
訓令を執行して内容に触れて交渉したわけでは毛
頭ございません。しかし、御承知のように、アメ
リカ政府も、フィンといひいま日本部長も滞日中
もございまして、あるいはスタンズ商務長官も明
日か来日するわけでございますし、いろいろの接
触はもうすでに始まつておる。できれば、わがほ
うといひましたし、こちらの意見といひことよ
りも、向こうの態度が現在の時点でのようになつ
ていられるかといひことを知りたいのはこれは当然の
私どもの願望でございますが、そういう点で東郷君
に活躍してもらつた結果、受けた印象は大体こう
いうことでございまして、アメリカ政府としては、沖
繩問題の処理を対日外交政策の最重要点として緊急
に処理をしいかなければならぬ問題であるとい
ふ認識が固まつて、そして、私から始める交渉
に際して、向こうも備えを十分に積み上げてい
こうといひ努力が展開されておる。その努力の過
程を想像するのには、たとえば何省がこういふ右の
考え方、何省が左の考え方といひようなことでは
なくて、関係の当局筋が一致して非常に熱心に検
討を開始しておる。それから、返還問題をすみや
かに片づけなければならぬまい、その内容について
日本には日本の考え方、国会の論議等を通じて
十分に日本の国民の気持ちはよく了解できる、
しかし、アメリカもアメリカの立場で十分真剣に
考えなければならぬといひ点が多々あるように
思われる、日本ではアメリカの壁が厚いといひこ
とばがあるようだが、アメリカから見れば、日本
の壁はまたえらく厚いものと、こういう認識を

持っているようでございます。したがって、予想したよりもかたいと薄いとかがいふのではなくて、そういうところを申し上げるよりは、いま申し上げましたような状況であるというふうに私は認識いたしました。こちらとしてもまずまず一生懸命になって日本の国益の伸長をはからなければならぬ、万全な用意を施したまはして、あらゆる角度からひとつ積極的にアプローチをして最終の突りをあげたいと、こういうふうな考え方でございます。したがって、東郷君の報告を聞きまして、悲観も楽観もいたしておりません。いよいよその時が来たという、こういう感じを強く持つわけでございます。こういうふうに私は考えております。

○森元治郎君 大臣、その東郷さんは國務省と、ふつうアメリカの代表として國務省筋と、羽生委員に答えられたように、交渉の進め方について東郷局長が下相談をするんだと思つたが、現実、行つた東郷君は兵隊さんなどにたくさん会つていろいろですが、だれとだれと会つたのか。これはもちろん大臣から訓令で会わしたんでしようが、いかなる人に会つたのかを聞きたいんですがね。

○國務大臣(愛知揆一君) これは別に秘密なことでも何でもございせんから、ひとつ直接当たりました東郷局長から御説明させます。

○森元治郎君 東郷君がやつてに動いたんじやなくて、あなたがサル回しの綱を持って踊らしてゐるんだ。(笑聲)何も東郷君がやつてにそこに行くんじやないでしよう。だから、あなたがどこに行くけと言つたか聞いているんです。

○國務大臣(愛知揆一君) 何しろ二日間の滞米でございまして、これは会いたい人とあらかじめアポイントをして行つたものもありますし、それから、駐米大使のアドバイスも求めまして、そうして、こういう人に会つたらばよろうと思ふ人には、この二日間できるだけ広い範囲で会つてまいりましたから、中心は國務省でございましてけれども、國務省筋の了解も得て、大統領府あるいはペンタゴン等々のしかるべき人たちに会つてま

いりました。

○森元治郎君 その「しかるべき人」は秘密でも何でもないと大臣おっしゃるのだから、ペンタゴンはだれという質問です、私の気持ちは、内容にわたつて東郷君が交渉したのじやないんだと大和君かだれかに御説明があつたから、それにしまして、会議の進め方については、まあ議題の設定とかなんとかあるでしょう。軍関係もあるけれども、それは國務省があれば何も陸軍省まで行かなくても話が済むんだと思ふんですが、向こうの政府の内部のことですから、どなたのところへ行つたのか、行かせたのか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは、もう一人田中弘人大使を派遣いたしました、最近の機会に。これは、こういう重要な問題を処理いたしますためには、ことは適当かどうか知りませんが、何でもできるだけ広範囲に取材をすることがわがほうの固めを万全にする意味において私としては必要なことだと思ひましたから、東郷君のみならず田中君を、大使館の陣容も手薄とは申しませんが、もと、さらに補強して取材を展開したほうがよろしいと思ひますから、わざわざ大使の肩書きを持っている田中君をも派遣をいたしますのは、國務省だけでなくて、できるだけ広い人たちの理解を求める、考え方を求める。あるいは今後におきまして交渉が始つた後においては、こちら側の折衝をなす日本側に有利に展開するためにこういうことをやるのは私は必要な手段だと思つておるわけでございます。

それから、だれだれに会えると言つたことによつて現に会つてまいりましたのですから、当人がここにおりますから、当人から正確にお聞き取りいただきたく私は申し上げたのであります。が、どうしても私の口から言えとおっしゃるならば、いまここで聞いて、何省はだれ何省はだれと申し上げますが、それよりも、別に私は秘密なこととは何もないんですから、東郷君から申し上げさせていただきますと思ひます。

○森元治郎君 東郷君がそばにゐるのなら、東郷君から例によつて紙に書いてもらつて見れば、すぐどこのだれにといふことが言える。どこのだれに会えといふことを大臣の口から言わぬといふところにつまらぬ疑いを持たれてもしかたがないようなことになりませんか。

東郷さん、それでは大臣のお許しを得て、きつぱりと、だれとだれに会つて何をされたのか。交渉の進め方だけなのか、内容なのか。なぜ内容かといふのは、国会に御報告になる前に、記者会見で東郷局長談が出ておつたから、この際、とつくりと実のあるところをこの席で御報告いただきたいと思ひます。ペンタゴンの人にだいいふ会つておられるようだから。

○政府委員(東郷文彦君) ただいまの森先生の問題にしておられる点が実はどうも私にはよくわからないのは、この六月の大臣の訪米の機会に、沖繩返還問題について少しでも話が実質的に進めることができるようにといふことで私は命を受けて参つたわけでございまして。そういう趣旨を米國政府に、すなわち國務省に伝えました。そこで、國務省のほうで國務省以外の者に会つてくれれば困るという事情があれば、これは國務省以外に会えば外交上まずいことになりまして。御承知のように、沖繩返還問題はおとしの日本会議からいわずゆる返還という原則については了解ができております。事の性質上、國務省も大統領府も国防省も関係してゐるというところで、わがほうから、たとえは特にジョンソン次官というような人には会いたいといふことも申し入れましたが、そのわがほうの趣旨に應じまして、これはもつぱら國務省のほうからいろいろの気をつかひまして、二日間の短時日でございましてたつたわけでございます。いろいろ國務省がつくつたようなわけでございまして。具体的にはこれも東京の各紙が詳細でございます。ジョンソン次官、グリーン次官補、ブラウン次官補代理、フィン日本部長、大統領府ではキンシンジャー特別補佐官、スナイダー、ハルベリン両補

佐官でございます。国防省では国防次官それから陸軍長官、こういう人たちに会つたわけでございまして。

○森元治郎君 そりゃおっしゃつてくれれば大体わかるんですがね。何かこう自分では言わせないで、使ひに行つた者に会つた人の名前を言わせようとするから、何でそうなるかなと疑つたわけなんです。そこで大臣に、先ほど大臣御答弁の中に、東郷君の報告を聞いての私の印象では、必要なことはアジアの情勢の判断が大事である、ここから煮詰めていかなければならないといふことを感じた、こういうふうなお話なんですね。私も外から見ておつて、どうもわれわれの攻撃に幻惑されて、事前協議だのこまかい交換公文だのといふことに追い回されて大局を忘れてゐるんですね。いまの大臣の印象は大事なんです。アジアの情勢の判断のしかたで、アメリカ式でいくならば、とてもじゃないが沖繩は返してもええないかも知れません。われわれあるいは進んだ人々の間の考えならば、これを返させる情勢の判断もあるでしょう。こういうことを大きく対米、世界、アジアに向かつて、あるいは国内に向かつて世論を喚起することによつて問題を前進させられると思ふんだが、見ておりますと、こまかいことから入つて、久住君の基地研究会などの報告がそのまゝ国会の答弁になるように、こまかいことが多く出てゐることは逆だと思ふんですね。大臣が東郷さんの報告聞かれたように、アジア情勢、これを大きく、アメリカがへばりつこうとしておることは違ひ、朝鮮の情勢はわれわれの見るところではあなたの心配するほどではない、こういうことを向こうに大きく打ちつける工作というものがなされてゐないという感じがするんです。大臣、これは鞭撻なんですか。悪口だけじやない。どうお考えになりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私はいまの森委員のお考え方をかねがね私もひそかに御同感を持ち、また敬意を表しておつたわけでございまして、具体的な問題に焦点が国内的にはしぼられておりま

す。これは非常に大事なことだと思ひますが、しかし、国民的な御期待に沿うには、やはり相手のほうにもどうしてそういうことが合意として成り立つてきつたのかというこの根拠が非常に大事なことだと思ひます。この認識を求めるといふことは私は大事なことだと思ひます。また、場合によりましては、先方の考えの中にも私は大いに聞くべきところもあり得るかと思ひます。そういう点の真剣な討議というものがまず前提において必要である。かねがね私もそういうふうな考えをしておりましたが、特に先ほど率直に申しましたように、やはりそうだなという考え方を強くした、こういうことを率直に申し上げたわけですが。

○森元治郎君 とてもこういう大問題はこまかいところから入っていったら、ちもさつちもいかない。大きな原則で国民世論あるいは動向、科学技術の進歩、向こうの幹部に会ってこれを確定に押さへ込めるだけの戦略的な見識、政治的な見識、というものをこちらで確立しなければ、ぐんぐん押しまわされていへんことになると思ひます。それ以上は進みませんが、そこで、これに関連して一つ伺いたいのは、最近、海軍力というのとば、海の上の自衛力、海の上の力というものが新聞紙上に大きく出る。日英協議に行かれた際に、イギリスは大体シンガポールから撤退するやうな日程がこれから始まるのですが、マラッカ海峡は石油の輸送その他で日本にとって大事だろつというやうな話も含めて、東南アジア、インド洋の入り口の海上の力、何か日本に対する安全保障上の期待みたいなものが話題になったか。ということ、日本の防衛庁でも、沖繩返還後は、形はわかりませんが、返還後は大きな海上兵力が要るのだというのを新聞も書き、現に第三次防衛計画も繰り上げ手直しというやうなことも出ておりますが、こういう点についてどんなふうな話があったのかどうか伺ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 問題が二つあるように思ひますが、沖繩自身の返還の問題についてはまず申しますならば、これは沖繩においてやはり本土

並みの自衛ということが、施政権の返還を前提にして考えるならば、これは当然の責務ではないかという認識に立つて、これは防衛庁でも現在鋭意いろいろの案を取りまとめ検討しているはずでございます。どういふ構想であるかというやうな点については、もう少し固まりますにつれて御説明もあるかと思ひます。

それからイギリスとの関係でございますが、これはイギリスは一九七一年に撤退するといふことがもう既定の国策になっておりますから、その後において広範なアジア地域といふ中近東を含めて、その後の情勢がどうなるかといふことについてはいろいろの懸念や心配も持っております。あります。撤退はするけれども、そのあとが紛争が起らないで、激化しない、安定した状況にどうやったらいいだろうかといふことについてはいろいろの懸念もしております。同時に、日本に對してどういふ期待を持つかといふことについては、これはこちら側の自主的な態勢もありますから、日本国の平和憲法によりまして、先ほども羽生委員からお話ございましたが、要するに、軍事的な協力といふのは日本としてはこれは絶対にできないし、すべきでない。これを基礎にして、やはりイギリスといひましたし、もう少し広範な地域に對して日本の経済的な援助協力といふものを考えてもらいたいというのがイギリスとしての基本線であるとは私は理解いたしました。これに對してもわがほうとしては、最近の経済力の伸びは客観的な事実でございますけれども、そうかといひて、その広範囲に大きな期待を急速に持つたれどもこれはともわかれの力の及ばないところでありまして、日本の実力と申しますか、それから、今後の見通し等につきましては、できるだけ詳細に説明もし、あとう限りの協力は考えますけれども、これはやはり関係各国とも協力しながら問題を解決していかねばならないといふ態度でこちらの態度はあるわけですが、そこで、たとえば、イギリスの考え方としては、一方にお

いては豪州、ニュージーランドといふやうなところとも——これは先進国の部類に入ると思ひますけれども——十分今後とも協力をし合つて、そして太平洋・アジア諸国の安定といふことに對してこの上とも心を配つてほしいというのがイギリス側の期待であり態度であると、こういうふうに申し上げればよろしいかと思ひます。

○森元治郎君 小さい問題へ入りますが、これは、新聞報道では、韓国の朴という副総理がニクソン大統領に会つたときに、日米の沖繩返還安保交渉——沖繩返還を含めた安保の交渉についておまえのほうにインフォームする、韓国に知らしてあげるよと、こういうことを言つた。それはインフォームであつて、いわゆるコンサルト——協議するではないんだといふことが出ておりました。これはワシントンの電報であつたと思ひます。そうして、きのうかおととい佐藤総理に會つて、やはり日米交渉には深い関心を持つて注視しておると。こうなりますと、インフォームすると大統領の口から言つたといふれば、日本がニクソンと話するとそのまゝ韓国、台湾、フィリピンなどに知らされるものなのか。どういふ程度のインフォームなのか。一対一の交渉ではなくて一対一プラス不特定多数。そして、インフォームされたから、なるほどそうすかと引つ込んでいくわけはない。ニクソンは相談するつもりはなくても、知らされて、完全撤退しちゃうんだと、それじゃたいへんだよ、そんなことしてもらつちや困るとニクソンにねじ込む。向こうの話がもつれる。日本との交渉は停滞する。ややくしくなるんですが、こういうことについて、私はたいへん問題を混乱におとしれると思ひるので、インフォームといふやうなことも、よく話し合つて輕々に決断をさせないやうにすべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この問題につきましては、これも私は前から申しておりますが、沖繩問題については、日本の立場から言へば、これは日米間の交渉問題でございますから、したがつて、

けじめははっきりして守らなければならぬ。日本としては交渉の相手はアメリカでございます。したがつて、近隣の友好諸国が関心を持つのも自然の姿かとは思ひますけれども、しかし、交渉としてはこれは日米間の交渉でございます。日本の主體的な立場といふものは堅持してアメリカを相手にして交渉をする、これを貫いてまいるべきであると思ひます。

○森元治郎君 日本政府として、韓国からどうなんだと言われれば、佐藤総理の好きなケース・パイ・ケースで知らせるのか、あるいはほかの方法でやるのか、返事しないのか。どういふふうになります、日本政府は。

○国務大臣(愛知揆一君) 交渉は、いま申しましたやうに、あくまで日米間の交渉でございます。この線を貫くべきであると思ひます。

○森元治郎君 日本は、韓国から質問があつても、交渉の、ことに経過その他を國民に伝える前に一々外國に伝える、伝えるという手段を通じて相談をするやうなこと、これは厳にやるべきでないと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま私が繰り返し申し上げておりますのは、考え方としてはそういう線になると思ひます。

○森元治郎君 それじゃ、もう一問で終わります。もう一問は、これも新聞に載つたライシヤ・ワースンの話だつたと思ひますが、この問題は、安保条約の自動延長、あるいは自動延長といふいろいろの表現があります。政府は自動延長といふのはきらいのやうですが、いづれにせよ、続けていくのだといふ態度。現行条約どおりならば、すぐ一年後に、いやならやめる、やめてもいいといふ規定が残つてゐるわけですね。これについて政府はまだ国会にも外にも、お忙しくて一向その先のこととは公表といふか、腹のうちに思ひながら、ですが、もう対米交渉に臨むにあつては、大きな腹はできてゐると思ひます。延長したと、延長して國民の皆さまがそんなにきらいならば、一年でやめまふといふ手もあるし、黙つていて無限と

いう手もあるだろう。いろいろあるんですね。これについての政府の方針はあるのかないのか。ただきょうの段階は延ばせばいいのだ、来年六月二十三日を越せばいいのだということなのか。ということは、ライシャワーさん——あれほど理解が深いライシャワー元大使でさえ、安保条約は必要だと。理由は、その他のアメリカの多くの評論家が指摘するように、日本のナシヨナリズムというものは非常に強くなつてきて、しかも、経済力も世界有数の力を持つておる。うっちゃつておけば大きな軍国主義的勢力になりかねないから、日本は軍国主義化、ナシヨナリズム化シヨビニストのような気遣い愛国者日本にしないために安保条約は必要なんだという新しい角度の安保条約必要論を打ち出してきていることは、これは注目せにやならぬと思うのですね。

○国務大臣(愛知揆一君) ライシャワー氏の発言というものは私も新聞で読みました。なかなかこれは変わったまた見方だなと、率直に言つて、そういう感じを受けました。

それから、安保条約の延長について大きな腹はあるだろうというお話ですが、大きな腹はこの体制を続けたいという大きな腹なんです。ございますが、条約的にどういうか、つこう、でいわる自動継続がいいか、そのほかの方法があるか。これもまた考えれば観念的にはいろいろなヴァリエーションがあるのじゃないかと思えますけれども、継続するという大きな腹を堅持しているだけでございまして、御承知のように、自由民主党の大多数の意見というのはいわる自動継続が適当でないかというふうになっておりますが、政府としての公式の態度はまだきめておりません。

○森元治郎君 それから第一点の、ライシヤワールさんの、安保条約によって日本軍国主義化を抑えるためにアメリカ軍が駐留し、基地を持ち、日本全国の領土に根をおろしていく必要があるのだということはどうお考えでしょう。

○国務大臣(愛知揆一君) これは申し上げたつもりですが、まあ私の率直なコメントは、なかなかおもしろい変わった見方だなと、こう思いましたのであって、それ以上はまだ勉強いたしております。

○森元治郎君 それは、日本をあのくらい理解しているようでも、やはり日本の将来というものに対して不信といえますか、全面的信頼というに至っていないといふことは、多くのアメリカ人もまたそのような考えを持っているんじゃないかというふうな判断もするんですね。これは注目すべき発言だと思ふんです。

よろしゅうございます。

○加藤シヅエ君 私は、外務大臣がせんだつて英國においてになりましたその時期と前後いたしました、日本において動物、特に飼ひ犬がたいへん虐待されているということが、英國の六百二十万部も発行部数がある「ニューズ・オブ・ザ・ワールド」というのにだいい前に出て、さらに最近四月十三日付の「ザ・ビーブル」という大衆新聞、日曜大衆紙に——これは五百五十三万部だそうでございますが、この新聞では、日本では犬が虐待されているから日本に英國の犬を輸出するなというようなことから始まつて、たいへんなキャンペーンが始まつてゐる。これに對しまして湯川英國大使のもとにその當時すでに五十通くらいいろいろな英國人からの手紙が参つておつたといふことが、外務省のほうに大使から報道されております。これに對して外務省は返事をお出しになつていらつしやるようでございますが、非常に簡単な返事をなさつていらつしやる。で、外務大臣はそのことを向こうにおいてになる前にお聞きになつていらつしやつたのでございましょうか。それから、向こうの新聞の報道によりまして、記者会見のときに、この話がある記者によつて出てきたということも出ておりますが、外務大臣は向こうへおいでになる前に、そのことについてお聞きになつていらつしやつたかどうかという点と、それから、向こうの記者会見でどのような

な質問が生まれてどのようにお答えになったか、まず、それから承りたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 先般イギリスの定期協
議に出席いたしますその前に、犬の虐待問題とい
うものがイギリスで取り上げられているというこ
とは承知して参りました。

それから、その次のお尋ねでございますが、お答えの前に関連して申し上げますが、この定期協議もずいぶん実のあるがっちりした日程で、ずいぶん多くの問題が取り上げられましたので、イギリス側からあるいはこの問題にも触れられるかなという心配を、率直に申しまして、持つて臨みましたが、公式あるいは非公式の場におきましても、本件はイギリス政府側からは何もございませんでしたので、自然こちらでも公式に発言することにはございませんでした。

それから、新聞記者会見は非常に大ぜいの人数でございまして、やっぱりいろいろの問題について質問ございましたが、この問題については私がクロスランド商相とやはり個別会談いたしました、それに関連した質問として、輸出の問題の一つとして犬の問題をイギリスの商工大臣が何かあなたに発言はしませんでしたかと、こういう会見での質問がございましたから、それは事実何もなかったわけですから、何もありませんでしたと答えました。引き続き、犬の日本における虐待問題が新聞で取り上げられているが、これに対してどういう感想をお持ちですかという趣旨の質問がございましたから、私は、日本人というのは、犬に限らず動物の愛護ということについては、国民感情として、決してよその国に劣らないと思っております。同時に、こういう問題が最も親善関係にあるイギリスにおいて取り上げられ報道されているということは非常に私は残念に思うので、事実をひとつはつきりこういう事情であるということをお説明をしたいと思います、それだけでこの応答は終わったわけではございません。

それから、さらに私の意見を、それはイギリスで

のあれではございせんけれども、つけ加えて申し上げますならば、この運動——運動といひますか——動きが起りました背景や経過は二つの系統があるように思われるのであります。一つは、やはり犬のイギリスから日本への輸入、あるいは日本から他国に対する輸出、こういうことに関連する問題があるように思われます。それからもう一つは、きわめて、何といひますか、動物愛護という人道的というか、愛情のこもった純粋な気持ちからの運動と、両方あるように私には思われるのであります。いずれにいたしましても、私は相当の誤解もあるように思ひますから、誤解を解いて実情をイギリスの愛犬家の人たちに知ってもらふということが非常に大事ではないかと思ひます。そこで、駐英大使館に對して、私から、投書などに対してはできるだけ丁寧、とにかく日本における実情について説明をした返事を個別にまず出すことが必要である。これはすでにやっておりますということでありましたが、さらに努力を続けるように申してまいりました。それから、まだ詳しくこちらの事情は調べておりませんけれども、この誤解を解いたり、あるいは誤解でない面がかりにありとするならば、それに対する対策というものも考えるべきではなからうかと思っております。

○加藤シツエ君 外務大臣の記者会見では、非常にほかの問題も山積しておるし、たくさんの記者が来ておるので、特に日本における犬の虐待の質問が簡単に終わり、また新聞の報道によりますと、大臣は徳川時代の犬公方の話なんかなさったんで、非常に英国人はユーモアを好むので、そのお答えはたいへんおじょうずであつたと思います。それでそれ以上追及されなかつたのは大臣として非常におしあわせだつたと思うんで、ございますが、実情をよく報告して誤解を解くというおことばがございましたが、その実情なるものは、これは日本ではたいへんなことなんでございます。その実情を、英国からはたがたび専門家が日本に来て、これを視察して、詳しくこれを報道しており

ます。その報告は、単に犬をかわいがっている人
たちであるということではなく、これは人道主
義的な立場から生命を大切にしている国であるかどう
かという観点から重視されるわけでございます。
英国の動物愛護協会などは女王さまが総裁でい
らっしゃって百二十年の歴史を持つておるとい
うような国でございます。その取り扱いなどにつ
いても十分専門的なありとあらゆる手を尽くして
いるわけでございます。そういうような協会の運
動が英国にはいっぱいあるばかりでなく、オラン
ダ、スイス、そのほかのヨーロッパの国にもい
っぱいございます。またアメリカでもございまし
て、アメリカのある州などでは非常にきびしい法
律を持つておりまして、犬を虐待するといふよう
なことが起こりましたら、それこそ立ち入り検査
をも許されているというように、虐待した者は
非常に厳罰を加えられるというような法律もで
きていて、そしてそういう法律ができていてとい
うことを一般の人は別にふしぎとも思わない。
それはあたりまえのことだ、人間として命を大切
にする、したがって、ほかの生きものの命をも大
切にするのがこれが人道的な国家であるといふ
うに理解されているわけでございます。で、大臣
の御認識はどの程度であるか私わかりませんけ
れども、お察しするところ、まあ、表面的にい
い犬をかわいがっているというふうな意味で動物を
かわいがっているというふうな御理解なさっている
のかもしれない。英国から輸出して、日本でそ
の犬を飼って、いま非常にそれがブームと言われ
るくらいは、やっておりますが、そういうような犬
は純粋な犬であり高価なものであつて、その犬を
飼っていらつしやるような方はそれはかわいが
るのではありません。問題は、問題は、問題は、
日本には動物に関する愛護のあるいは管理する法
律がないために、野犬というふうなものが非常に
発生する。また、捨てネコというふうなものも非
常に多くて、その処置を規制する法律がないため
に、その扱い方が非常に残酷である。いまお手元
に資料を差し上げてございますが、それが英文で

書かれて写真入りで、ある大学でどんなふう
に実験された犬が扱われているというその写真をごらん
になっただけでも、これがわれわれ日本人の間
にこういうことがあるかと思つてお驚きになるよ
うな全くひどい扱いでございます。これはもう
まに始まつたことでなくて、何回かそれが問題に
なつておりますが、大学の実験動物の場合にはど
うしてこういうことをなさるか、やめてほしいと
いうようなことが福祉協会あたりからしばしば行
なわれておりますが、それに対してはいつでも予
算がないといふことで片づけられておりました。
いまだにその残酷な姿が継続されているわけだ
でございます。そういうことが全部そろつて向こう
に報道されているわけですから、大臣が
もつと詳しく追及されたら、それはもうえらい目
におあいになるところだったので、それ以上言わ
れなくてたいへんよかつた、幸運だつたと思つ
たわけでございますが、私がさらに伺いたいのは、
ちよつとその前に申し上げますが、日本の犬がこ
んなふうになつておられるといふことに対しての対
処の方法は、動物愛護の法律を一日も早く成立さ
せる以外に手はないわけでございます。それはま
あ、いま日本の運動家の方々が一生懸命やつて今
国会にもぜひ超党派的な議員立法で出したいとい
う運動が進められているわけでございます。から、
それをどうぞお心置きください。今後英国から
そういうことを言われたときには、それはやはり
お答えの中に入れていただかなければならないわ
けです。ただ、私が問題にいたしたいのは、英国
で特にこういうふうなふうなことが報道される。
英国の人々の犬やこういう生きものの、鳥でも、生き
ものの生命を大切にすること、感情は徹底して
まして、一部の人がかわいがっているだけでなく
て、あらゆる場所が保護されている。こういうこと
が徹底しております。それを日本ではいたさない
で、神戸の六甲山なんかに行つたらたいへんな捨
て犬、野犬の状態がどうであるとか、それから、
ことに七〇年の万国博覧会があるといふやさき

に大阪それから神戸、西宮、こういうところの
保健所、犬の抑留所で野犬をたくさん集めてきて、
それを処理する方法がいかに野蛮であるかとい
うことは、これは現実の問題として、そこへ行け
ばだれでも事実を見るわけですから、これを何と
も言いわけすることができないような状態で、博
覧会に来た人がそういうことを知りまして、一
方で幾らうまい宣伝をしても、やはり心の中で日
本人はずいぶん残酷だとか野蛮だとかいう印象が
強く残るわけだ。私は心配いたします。私が特に
申し上げたいのは、戦後十年くらい、英国におい
ては、戦争中の捕虜の扱い方が非常に残酷であつ
たといふので、日本人に対する憎しみ、日本人は
残虐性が強いといふようなことの憎しみが十年間
ぐらひはとも強く残つていたと思つたのです。そ
れが藤山さんが外務大臣のときなんか、あちらに
その時期においでになりました。いぶんえらい目
におあいになったことも私承知いたしております。
す。いまはそういうことは非常になつて、日本
の経済の発展に対して敬意を表しておる。ところ
が、いまはその次の時期に来て、日本は金だけ
まくもうけるエコノミック・アニマルであるとい
うようなところから、こういうふうな残酷性、動
物に対する野蛮性といふようなものが少しも直つ
てないじゃないかといふようなことを通じて、日
本に対する軽べつとか反感とか敵意とか、そうい
うようなものが一部の英国人の心の中に広がつて
いくのじゃないか。で、それは英国人だけでなく
て、ほかのヨーロッパの国の中にも広がっていく
のじゃないか。これは非常に私はおそろひなこと
だと思つてございまして、外務大臣としてはそ
ういふようなことをどんなふうに見ていらつしや
るか、知らしていただきたいと思つております。

○国務大臣(愛知揆一君) 実はまだ帰りまして早
早で、そこまで手が回らないのでありますけれど
も、実は厚生大臣も心配いたしました。どうい
うことであつたかといふ、何といひますか、照会も
ありまして、まだ厚生大臣とも実は相談する時間

がございませんで、今回のこういうことを
機にいたしました。私自身がそういう体験をはだ
に触れていたしましたので、ひとつ積極的に内閣
の中にももちろんございまして、ひとつ御協力
いただきまして、近代国家らしき——私はやはり
一種のシェイムであると思つたのです。率直に
申しまして、善処したいと思つております。

○加藤三ツエ君 英国人の排日感情が起る下地
があるといふような心配に対してはどんなふう
にあらんになつたか。

○国務大臣(愛知揆一君) これも率直に申しまし
て、こういうことが何かそういうことに関連して
発展するおそれがあるかどうか、あるいはまた
でにそういう、何といひますか、アンダー・
カレントがあるのか、そういう動きがいつもある
のか、その辺のところも洞察していかなければな
るまいと思つてございまして、私も藤山外相当時
のこともよく心得ておるつもりでございますが、今
の印象といたしましては、政府筋も、あるいはそ
のほかの場所でも、いまの新聞記者会見のとき
のあれ以外には直接口に出されなかつたけれど
も、これはまたイギリスらしいやり方ではなかつ
たかと思つたので、私は公式にそういう苦情や抗議
を聞かなかつたけれども、それ以上に日本側とし
てはやはり心していかなければならない問題じゃ
なからうかと存じます。いまのところ、日本人自
身、人間としての日本人に対する排日、毎日のな
動きはもう全部解消されたといふか、非常に積極
的な日本人に対する親善的気持ちといふものが盛
り上がつてきているといふふうに私は観察いた
しました。これは政治的に言えば、労働党内閣ウ
イルソン総理以下の私どもに対する態度、あるいは
保守党の方々の態度、それから、それ以外の玉
室の関係の方々、こういう方々の対日感情という
ものは非常によろしいので、九月の末にはブリッ
ッシュ・ウィークが東京を中心に行なわれますが、
これに非常なイギリス側としては期待をかけてお
るようでございまして、十分その好意にこたえ
なければならぬ、こう思つております。

○加藤シヅエ君 では、どうぞ外務大臣、この機会に日本がほんとうに人道主義的な立場に立つ文化国家であるという、そういう立場をさらにわかつてもらえるように御努力くださることをお願いして質問を終わります。

○西村関一君 私は、時間がありませんから簡単にお尋ねをいたします。簡単に御答弁をお願いしたいと思います。

それはベトナム問題。ベトナムの和平交渉がパリで行なわれており、現在非常に微妙な段階に来ておるといことは大臣も御承知のとおりだと思います。私も先般IPUの会議に出ましたみぎりに、あらかじめ予定を組んでおきまして、パリに参りまして和平交渉の当事者国の代表団と非公式に会見を試みたのであります。ベトナム共和国——南ベトナムの国会議員と知り合いがございまして、これがパリにおるといので、会う予定をいたしておりましたが、これは会えませんでした。一日早く向こうはサイゴンに帰りまして会えませんでした。また、解放戦線の側の代表団とも会うつもりをいたしておりましたが、これも日程の都合で会えなかったものであります。幸いと申し上げますが、ベトナム民主共和国——北ベトナムの代表団の副団長のハ・ベン・ラウ氏と会見をいたしました。非常に多忙の時間をさいてくれました。約一時間ばかり会話をいたしました。その内容につきましてはきょうここで申し上げることができませんけれども、そういう接触ができたということを私は私なりに喜んでおるのでございます。

そこでお伺いしたい点は、このベトナム和平交渉の成功のために、日本政府としては、当事国ではございませんから、表向いた形にあらわれた努力をするということができないといったとしても、何らかの働きかけを、アジアの大国を自認する日本政府としては、アジアの重大問題であるベトナム問題の解決に対して、ここまでパリ会談が進められておるときに何らかの手を打つというお考えがないかどうか。たとえば、パリにある日本大使館は総力をあげて情報の収集であるとかそ

の他努力をしておられる点は認めます。また、そのための担当の参事官がおられることも承知いたしております。しかし、なかなか手一ぱいに仕事をかかえておると、十分な情報をキャッチするということもむずかしいように私は感じたのでございます。当事者国ではございませぬけれども、非常に重大な関心があるわけではございます。ただアメリカ側の情報だけにたよらないで、独自の立場でこれら情報を正しく把握して、これが解決に導くために側面的な努力を払い、特にアメリカ側に対してもアドバースをするし、あるいはサイゴン政府あるいはハノイ政府あるいは解放戦線側に対しても、後者は日本政府としては直接のルートがございませぬけれども、何らかの方法をもつて解決の努力をするということが私は望ましいと思っております。これは北も南もあるいは解放戦線を通じて、ベトナムの問題はベトナム人の手にまかしてももらいたいという国民的感情が流れておるとは御承知のとおりであります。そういう点に対して、外務大臣、大筋的な立場からどういうお考えでございませぬか、まずお伺いをいたします。

○国務大臣(愛知揆一君) 簡単にいうことでございませぬから、なるべく簡単に申し上げたいと思っておりますが、おそらく、これはわれわれだけではなくて全世界の人たちがこの会談が一日もすみやかに結実することを期待していると思っております。私どもとしても、まず第一は情報の収集であると思っております。で、過般私も、ロンドンへ参りましたときも、時間がございませぬでしたので、松井大使にロンドンに来てもらいまして、若干の時間、いろいろの話も直接私も報告をしておりましたわけでございますが、先ほどお述べになりましたように、ずいぶん情報収集等に努力をしておりますが、なかなかこれはある限度以上には出ておりません。それから、イギリス政府との会談のときにも、これは当然やはり見通し等について話も出ました。やはり詳細に申し上げることもちよつとお許しをいただきたいと思います。各国それ

それに関心を深くしておりますので、もし日本としてもまず正確な情報をこの上にも掌握しておく一方、求められればお手伝いをするのによぶさかでない、こういうふうな態度でおるわけでございますが、ただいまもお話がございましたが、また、直接当事者と御接触もお持ちのようなところから何か示唆がおりになればいろいろとまたお教えをいただきたいと思っております。

○西村関一君 こういう公の委員会の席上で申し上げることはばかるともございませぬから、また別の機会に、大臣に個人的にお会いをしてもよろしいと思っておりますが、私の伺いたい点は、情報の収集に努力をしておられる、努力をしておられるが、私の見たところ、パリにおける日本大使館の陣容は手一ぱいである。松井大使以下非常に努力をしておられる点は私もよくわかりましたのですけれども、だから、特別な大使、公使をそのためにパリに派遣するといふようなお考えはないか。それほど情報の収集が必要だとお考えにならないのか。また、その他社会主義国における大使を通じて、あるいはハノイ政府なり解放戦線側の代表部なり大使館があるところもたくさんございませぬから、そういう方面から情報をお集めになつておられると思ひますけれども、私はパリ会談に対する特別な任務を帯びた外交官を松井大使の補佐として派遣をなさるといふようなお考えはないのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 率直に申しまして、ただいままでのところでは、そこまでは実は考えておりませぬでしたが、建設的な御意見を承りましたので、よく検討したいと思ひます。

○西村関一君 この点につきましては、私は日を改めていろいろお伺いしたい点がございませぬが、もう一点だけお伺いして、約束の時間もありませんから、終わりたいと思ひますが、それは和平交渉、和平交渉の進捗しておる今日におきまして、われわれはその成功を願っておりますが、その事のいかんにかかわらず、戦禍にあえいでおるところの南北ベトナムの回復のために、あるいは

ベトナムの人民の福祉のために、あるいは産業の開発のために、何らかの今後の処置を世界としては考えなければならぬ。もちろん、それはベトナム自体の問題でございませぬけれども、これはただ単に日本と外交交渉のあるところのベトナム共和国との問題だけでなしに、インドシナ半島諸国全体、特に十七度線と境としておりますところの、いま南北に分断されておりますところのベトナム地域に対して、政府としては今後の、ポスト・ベトナムといふことがいわれますけれども、そういうことをいま考える段階じゃないと思ひますが、しかし、今後の腹がまえとしては、私はただ単にサイゴン政府側に対する配慮だけじゃないに、全体に対する配慮が必要じゃないかと思ひます。その点だけをもう一点お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) パリ会談の結末いかにしてもこれはよくことであると思ひますけれども、人道的な立場に立つての復旧ということにつきましては、インドシナ半島全体を対象にして考えねばなるまいというところは前から政府として考えておるところでございませぬので、ただいまのところは今年度の予算で議決していただきました分にも若干入っておりますけれども、これはいま目前のところではございませぬ。これは南のほうでありますことは当然でございませぬ。ポスト・ベトナムになつたら、相当柔軟性を持つて考えていかなければならぬ。三木外務大臣のときにも復興基金という構想を出しておりますし、ああいう線を盛り上げてまいりたい、こういうふうにお考えをしております。

○石原慎太郎君 社会党の委員が御質問なさいますので、二つだけ御質問させていただきます。

一つは、イギリスの外相との会談の内容についてでございますけれども、イギリスが七一年にスエズ等から撤兵し、ポスト・ベトナムのあとのデザートなアジアというものの、さつき大臣は紛争というこばを使いましたが、紛争が起こるかもしれ

れない、あるいはそのあとのアジアの経営というものに関して、会談のときにイギリスの外相がどのような期待、どのような懸念、どのような予測をされたか。できれば詳しく伺いたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 現ウイルソン内閣としては、一九七一年の撤退というものは既定方針であって、これは実行するということが前提で、しかし、それだけに情勢の将来の展開についてはやはり非常な懸念を持っておる。そこで、先ほど申しましたが、特に日本に対する期待としては、まあ豪州、ニュージーランドその他のところと、それからさらに現在日本としてはいろいろの機構で東南アジア諸国と協力関係にあるわけですが、そういうところのお互いの協力関係をますます強くしていただいて、そして日本としてはできる限りの経済協力を展開してもらって、そして民生の安定ということに総合的な貢献をしていただくことが基本的な一番大きな期待である。これが一言にして申しまして、イギリス側の期待であり、希望であると思います。これに対してわがほうとしては、先ほど申しましたように、これは日本の主権的な立場から言っても、実は前から言っておりますように、一九七〇年代が発展途上国の十年間の発展の時期である、そういう発想からいっても、われわれとしてはGNPの伸び方に即応して、かつ、比率もできればだんだんに上げて協力体制を敷く。要は、相当積極的に前向きに考え、かつ立案しつつある。問題は、平和的で効果的で合理的な援助体制、受け入れ体制というものが必要である。たとえばそれらの国の中には、旧債の償還に追われているところも非常に多いわけだ。たとえばインドシナもインドもそうだと思います。そういう面にも着目してこれからの合理的建設的に行っていくべきだということをわれわれの態度としては表明いたしました。今後密接な協力をしてそういう点について成果があるようにほんとうに期待いたしますというのが先方の態度であったように思います。

○石原慎太郎君 イギリスの期待については私も想像できると思いますが、いまおっしゃいました、非常にイギリスの外相が懸念しておられる外交的な懸念の具体的な御説明をもう少しお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) やはり一つは、中国本土の政策がこれからどういふふうに変わるであらうか。それから、中共を取り巻く周辺の諸国がやはり脅威感を持っている。持っているというところは、やはり現実の脅威というものが可能性の問題になつてきますけれども、それをどういふふうにか判断しなさいといふところ、これについてはいろいろの角度からの検討を相互にいたしまして、そういう点ではやはり懸念の焦点ではないかと思ひます。そのほか、イギリスといひましては、アラブ、イスラエルの紛争については、これはほんとうにわれわれよりももっと切実な問題だと思ひます。こういう点においても国際紛争は現にあるわけでございますから、こういう問題が今後さらに激化しないように、現にある紛争がおさまるようになり、また、将来大きな国は他国に脅威を与えないようにどうやったらできるだろうか、こういう点が、きわめて常識的だと思ひますけれども、そういうことが懸念の対象といふことでございます。

○石原慎太郎君 その懸念についてのイギリス独特の申ししますか、予測といふものは外相は披露されませんでしたでしょうか、イギリスの外相は。

○国務大臣(愛知揆一君) なかなか微妙な観察もございまして、あまり詳しくも申し上げられませんが、せんけれども、おおよそ御想像がつくかと思ひます。そのような点であります、それはやはり一口に言え、相当周到な情勢の分析といふものをほんとうに真剣にやっておるということは明らかでございます。

○石原慎太郎君 もう一つの問題をお聞きますが、ASPAACの性格についてでございますけれども、これは当初どのような趣旨をうたつたにせよ、たとえば北鮮の米偵察機墜落というような非

常に潜在していた危機が顕在化して出てくるという条件の中で、ASPAACのような重要な意味を持つ会議が、そこで討論される問題の中から防衛の問題を省くといふことは私は妥当でないと思ひます。また、それが一時的なものであるにせよ、恒久的なものであるにせよ、こういった会議から防衛的な性格といふものを除くといふことは、私は画竜点睛を欠くといふか、本来の意味がなくなるといふ気がいたします。三木外務大臣が、そういう性格を付与されたならば日本は脱退するといふことを言われたのでありますけれども、私は非常に軽率といひます、だれのための発言かよくわかりませんが、特に社会党の皆さんのような、私から言わせると、無謀な防衛論に対する反感というか思ひやうといふか、何のための発言か、何のための歯どめかといふことは私理解できません。が、これから先、やはりアジアの緊張といふものがなくなるにこしたことはございせんけれども、頭を悩まして、あるいは潜在しているとき、場合によつてはASPAACといふものが防衛といふ問題を取り上げるという性格を根本的にいなくなつたことは、私は非常に不当であるような気がいたします。そういう発言自体が、国民に対して外交といふ問題の正当な啓蒙といふものを非常に阻害しているといふ気がいたしますけれども、そういう点、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) これはそういう御意見も私あることは理解できるのでありますけれども、ASPAACといふのは、これは、できましては、常任委員会それから先ほど申しましたように、常任委員会の空気の、あるいは情勢の意見交換にいたしまして、やはり国の数が相当多いにございまして、その国々によつてやはり相当の意見が違ふところもあり得るわけですが、それを最大公約数で、平和目的に限定して、そして話し合ひをし、建設的なプロジェクトを出し合ひ、そしていいものは相互の協力で成果あらしめるようにしようといふので、経済的、文化的、あるいはその他のプロジェクトというものが中心になっておりますか

ら、これはやっぱりこの性格を大事に育て上げるのは、私の考え方から申しましても、私のいわゆる平和への戦いの一つの機構だと思ひます。で、御承知のように、現在でもアジア、あるいは大洋州等を含んでいる国際団体といひますか、そういうようなものがございまして、日本はみずからはミラタリーな協力はない、できないといふことで、その他の問題についてはまた別な機構もそれらの国の人は考えるかもしれないが、私といたしましては、このASPAACといふものは、これはこの性格でぜひひとつ育て上げていきたい。まだ生まれましてからそう年もたっておりませんが、せつかくこの共通の雰囲気と精神とに専念することが、ASPAACに対する態度として最も私は望ましいことであらうと、かように考えておるわけでございます。

○石原慎太郎君 それはあくまでも大臣の印象といふものを聞きますわけですが、いままでのASPAACの経過といふものを見られて、参加している日本以外の国が、このASPAACの中に防衛的な性格といふものを取り入れようといふ意向があるかどうかといふことはいかがお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは先ほど羽生委員の質問にお答えしたとおりでございます。私が就任いたしましたから、四回か五回会議をやつていまして、けれども、私が議長なんですけれども、そこでもその雰囲気は、そういう防衛的な性格のものをここで持ち出そうといふ国はございせん、いままでのところ。それから将来の問題として、いま申しましたように、ASPAACはこれでやつていこうという空気が充満していると申しましようか、そういう空気がございまして、ただ、先ほど申しましたように、総会になれば、それぞれいろいろの自由な意見を申しますから、どういふ意見が出るかは私もわかりませんが、すけれども、それを取りまとして、この機構は将来ともこうやって動かしていこうといふことは、おそらく

全会一致で、まあ将来の予想になりますけれども、共同コミュニケというのが出るんではなからうか、そういうふうに予測しております。

○委員長(山本利壽君) 本件に対する本日の質疑は、この程度といたします。次会の委員会は、定例日五月十三日午前十時よりと考えております。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(衆)

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

(海外移住事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 海外移住事業団法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「既存の」を「海外移住事業団に対する既存の」に改め、同項中「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改め、「財団法人日本海外協会連合会」の下に「(以下「連合会」という。)」を加える。

附則第四項を次のように改める。

4 政府は、昭和三十一年四月三十日から昭和四十年二月二十四日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者に限る。以下この項において同じ。)の渡航費として事業団に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き継いだものを含む。以下この項において同じ。)につ

いては、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

(移住者に対する既存の債権の免除)

5 前二項の規定により政府が事業団に対して既存の債権を免除した場合には、事業団は、昭和二十七年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間において渡航費として移住者に貸し付けた貸付金(連合会が渡航費として移住者に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る移住者に対する債権を引き継いだものを含む。以下同じ。)に係る海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

(海外移住事業団法の一部改正)

第二条 海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約四百六十万円である。

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、旅券法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案
旅券法の一部を改正する法律

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「本籍地又は住所若しくは」を「住所又は」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 旅券の名義人 旅券の発給又は再発給を受けた者(第十一条の併記がされている者を除く。をいう。

第三条第一項中「(その者が同伴する十五才未満の子を含む。)」を削り、同項第一号中「二」を「二」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「上半身の」の下に「背景なしの」を加え、「とする」を「とし、第十一条の併記を求められる者で提出のときに六歳未満のものについては、省略することができる」に改め、同項中同条を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第三号、第五号及び第六号」を「及び第四号」に、「(外務大臣)」を「外務大臣。以下この条において同じ。」に改め、「及び第三号」を削り、「第五号に掲げる書類についてはその者の健康状態が良好であること、第六号」を「第四号」に改め、同条に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 第一項の場合において、国内においては、都道府県知事が、国外においては領事官が、やむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認めるときは、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

5 第一項の場合において、本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復しようとする者は、その旨及び理由を一般旅券発給申請書に記載して、数字往復用の一般旅券の発給を申請することができる。

請書に記載して、数字往復用の一般旅券の発給を申請することができる。

第四条第二号中「(その者が同伴する十五才未満の子を含む。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前条第五項の規定は、数次往復用の公用旅券の発給の請求の場合について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

(旅券の二重受給の禁止)

第四条の二 旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることができない。ただし、外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第五条中「旅券(一般旅券及び公用旅券をいう。以下同じ。)」を「一般旅券」に、「前二条」を「第三条」に改め、「又は請求」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、外務大臣又は領事官は、同条第五項の申請をした者について数次往復の必要を認めるときは、有効期間が五年の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

第五条に次の一項を加える。

2 公用旅券は、国内においては外務大臣が、国外においては領事官が、第四条の規定による発給の請求に基づき、その発給を受けようとする者が外国に渡航するつど発行する。ただし、外務大臣又は領事官は、同条第二項の請求があつた場合において、数次往復の必要を認めるときは、五年以内の期間を付した数次往復用の公用旅券を発行することができる。

第五条の次に次の一条を加える。

(旅券の記載事項)

第五条の二 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 旅券の種類、番号及び発行年月日
- 二 旅券の名義人の氏名及び生年月日
- 三 渡航先及び渡航目的
- 四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項

2 前項第三号の渡航先を地域名をもつて包括記載する場合の地域の範囲は、外務大臣が官報で告示するところによる。

第六条第一項中「前条」を「第五条第一項」に、「発給を申請した」を「発給につき第三條第一項の申請又は当該申請に係る第十一條第一項の一括申請をした」に改め、同条第二項中「前条」を「第五条第二項」に改める。

第七条の見出し中「又は渡航先」を削り、同条第一項中「書換発行又は再発行を含む。以下第十條まで」を「再発行を含む。以下この項に」「又は渡航先の変更を受け」を「変更し」に改め、「書換交付又は再交付を含む。以下第十條までにおいて同じ。」を削り、同条第二項中「又は渡航先」を削る。

第八條第一項中「発給を申請した後に渡航先の追加を受けようとする者（一般旅券の交付を受けた者を含む。）」を「名義人は、当該一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航しようとする場合には、当該一般旅券及び」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

第八條第二項及び第三項を削り、同条第四項中「一通」の下に「（国外においては、外務大臣の定めるところにより、渡航先の追加を必要とする理由が新たに生じたことを立証する書類一通を含む。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第三條第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は第一項の申請の場合について、第六條の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替へるものとする。

第九條を次のように改める。

（記載事項の訂正）

第九條 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の渡航目的以外の記載事項に変更を生じた場合には、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内においては都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においてはもよりの領事館の領事官に提出して、当該記載事項の訂正を申請しなければならない。

一 一般旅券訂正申請書一通

二 記載事項に変更を生じた事実を立証する書類一通

2 公用旅券の記載事項の訂正の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては当該公用旅券の名義人がもよりの領事館の領事官に、遅滞なく、当該公用旅券及び公用旅券訂正請求書一通（国外においては、記載事項に変更を生じた事実を立証する書類一通を含む。）」を提出してするものとする。

3 第三條第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第六條及び前条第三項後段の規定は第一項の申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

4 外務大臣又は領事官は、旅券の記載事項に変更を生じ、又は誤りがあることを知った場合には、当該旅券の名義人（公用旅券でその名義人が国内にあるものについては、各省各庁の長。次項において同じ。）に対し、当該旅券の提出を求め、その記載事項を訂正することができ

5 第一項の申請又は第二項の請求に係る旅券で、当該申請又は請求に係る訂正をすることにより旅券面の体裁を著しく損ずるおそれがある」と外務大臣又は領事官が認めてその旨を当該旅券の名義人に通知したものは、次条第一項又は第二項の損傷に係る旅券とみなして、同条の規定を適用する。

第十條第一項中「き、損し」を「損傷し」に、「又は国外において」を「又は」に改め、同条第

二項を削り、同条第三項中「き、損し」を「損傷し」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加え、同条第四項を削る。

3 第三條第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第五條及び第六條の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の再発行及び交付について、それぞれ準用する。

第十一條及び第十二條を次のように改める。

（同伴される子の併記）

第十一條 第三條第一項の場合において、一般旅券の発給を受けようとする者が、十五歳未満であつて、かつ、同時に一般旅券の発給を受けようとするその父若しくは母に同伴されて渡航しようとするものであるとき、又は六歳未満であつて、かつ、一般旅券の名義人である父若しくは母に同伴されて渡航しようとするものであるときは、当該父又は母は、それぞれその一般旅券発給申請書又は一般旅券訂正申請書にこれらの子をその一般旅券に併記することを求める旨を記載して、これらの子に係る一般旅券の発給の申請と一括して申請することができる。この場合において、併記される子の数は、一般旅券一部につき通算して三人までとする。

2 前項の規定は、第四條第一項又は第九條第二項の請求をする場合における子の併記について準用する。

3 旅券に併記されている者は、旅券の名義人に同伴される場合を除くほか、本邦から出国するため当該旅券を行使することができない。

4 外務大臣又は領事官は、旅券の渡航先の追加、記載事項の訂正、再発給、合冊又は査証欄の増補の申請又は請求があつた場合その他旅券の提示があつた場合において、当該旅券に併記されている者が当該申請若しくは請求又は提示の日に十五歳以上に達しているときは、その者を当該旅券から抹消する。

（旅券の合冊及び査証欄の増補）

第十二條 一般旅券の発給（再発給を含む。以下

第十九條までにおいて同じ。）を受けようとする者（前条の併記を求められる者を除く。）」又は一般旅券の名義人は、その者の効力を失つた一般旅券に記載された外国の官憲による査証等であつて現に有効であり、又は有効となるものを使用するため、新たに発給される一般旅券又は現に所持する有効な一般旅券と当該効力を失つた一般旅券との合冊を受けようとする場合には、その合冊を受けようとする一般旅券及び一般旅券合冊申請書を、国内においては都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においてはもよりの領事館の領事官に提出して、合冊を申請することができる。

2 一般旅券の名義人は、査証欄に余白がなくつた当該一般旅券を引き続き使用しようとする場合には、当該一般旅券及び一般旅券査証欄増補申請書を、国内においては都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においてはもよりの領事官の領事官に提出して、一回に限り査証欄の増補を申請することができる。

3 公用旅券の合冊又は査証欄の増補の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の名義人がもよりの領事官の領事官に、合冊又は査証欄の増補を受けようとする公用旅券及び公用旅券合冊請求書又は公用旅券査証欄増補請求書を提出してするものとする。

4 第三條第一項ただし書及び第四項の規定は第一項又は第二項の申請の場合について、第六條及び第八條第三項後段の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

5 効力を失つた旅券で有効な旅券に合冊されたものの査証欄は、当該有効な旅券の一部とみなす。

第十三條第一項第二号中「又は長期十年」を「若しくは長期五年」に改め、「訴追されている

者」の下に「又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者」を加え、同項第三号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第四号中「第二十三号各号の」を「第二十三号の規定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）第一条に規定する帰国者で、同法第二十一条の措置の対象となつたもの又は同法第三十一条若しくは第四十条の規定による貸付を受けたもののうち、外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがあるもの

第十五条を削り、第十六条中「書換発給又は再発給を受けようとする者」を「書換発給又は再発給を受ける者」を「書換発給を受けようとする者（第十一条の併記を求められる者を除く）」に改め、「書換交付又は再交付」を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国滞在の届出）

第十六条 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。

第十七条中「旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けた者（以下「旅券の名義人」という。）を「旅券の名義人」に、「当該旅券の交付官庁」を「都道府県知事」に改める。

第十八条第一項第一号中「旅券の名義人がその」を「旅券の発給を申請し若しくは請求した者が当該旅券の発行（再発行を含む）の日から六月以内に当該旅券を受領せず又は旅券の名義人（数）が当該旅券の下に改め、同号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

本 国籍を失わないものがある場合において、その者が帰国したとき。

第十八条第一項第二号中「数次往復用の旅券の名義人を除く」を削り、同項第三号中「旅券の名義人が、その発行の日から二年を経過した日において、国内にある場合にはその二年を経過した」を「一般旅券にあつては、その有効期間を経過したとき、数次往復用の公用旅券にあつては、これに付された期間を経過した日において、その公用旅券の名義人が国内にある場合にはその経過した」に改め、同項第四号中「書換発給又は再発給及び」を「書換発給」に削り、同項第六号中「第十九条」を「次条」に、「外務大臣又は領事官が、当該旅券」を「同項の期限内に返納されなかつたとき、又は外務大臣若しくは領事官が、当該返納された旅券」に改める。

第十九条第一項第一号及び第二号中「渡航先の追加、書換交付又は再交付」を削り、同項第三号中「書換発給又は再発給」を「記載事項の訂正、合冊又は査証欄の増補」に改め、同項に次の一号を加える。

五 一般旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているためその渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合

第十九条第三項中「第一号又は第二号」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第五号まで」を「第三号まで又は第五号」に、「効力を失つた場合」を「その効力を失つたとき、及び公用旅券の場合においてその発給に係る国の用務がなくなり又は終了したときは、国内においては、」に、「交付官庁」を「都道府県知事」に、「遅滞なく」を「国外においては旅券の名義人が領事官に、遅滞なく」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「公用旅券の発給、書換発給又は再発給の請求に当つて公用旅券を返納すべき場合及び前二項」を「旅券の発給の申請又は請求に当たつて旅券を返納すべき場合及び前項」に、「交付官庁」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第五項とし、同条の次に次の一条を加える。

事」に改め、同項を同条第五項とし、同条の次に次の一条を加える。

（帰国のための渡航書）

第十九条の二 外務大臣又は領事官は、外国にある日本国民のうち次の各号の一に該当する者で本邦に帰国することを希望するものに對し、その者の申請に基づいて、必要があると認めるところには、旅券に代えて渡航書を発給することができる。

一 旅券を所持しない者であつて緊急に帰国する必要がある者、かつ、旅券の発給を受けることができないもの
二 旅券の発給を受けることができない者
三 前条第一項の規定による旅券の返納の命令に基づいて旅券を返納した者

2 渡航書の発給を受けようとする者は、渡航書発給申請書一通その他外務省令で定める書類及び写真をもよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、渡航書の発給を申請するものとする。この場合において、その者の現住する地方に領事館が設置されていないとき、その他その者が当該申請をすることができないやむを得ない事情があるときは、その者の親族その他外務省令で定める関係者が外務省又はよりの領事官に出頭の上外務大臣又は領事官に申請するものとする。

3 前項の申請に基づいて発行された渡航書は、外務大臣又は領事官が、当該渡航書の発給を申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する。
4 外務大臣又は領事官は、第一項各号の一に該当する者の帰国のため特に必要があると認められる場合には、前三項の規定にかかわらず、申請に基づかないで渡航書を発給することができる。

5 外務大臣又は領事官は、第一項又は前項の規定に基づき渡航書を発給する場合には、渡航書の有効期間及び帰国の経路を指定することができる。
第二十條第一項を次のように改める。
国内において次の各号に掲げる処分の申請を

する者（第十一条の併記を求められる者を除く）は、当該各号に掲げる額の手数料を国に納付しなければならない。

一 一般旅券（数次往復用のものを除く。第五号において同じ。）の発給 三千円
二 数次往復用の一般旅券の発給 六千円
三 一般旅券の渡航先の追加 千円
四 一般旅券の記載事項の訂正 五百円
五 一般旅券の再発給 二千円
六 数次往復用の一般旅券の再発給 四千円
七 一般旅券の合冊又は査証欄の増補 千五百円

八 渡航書の発給 千五百円
第二十條第二項中「旅券受領証」を「旅券又は渡航書の受領証」に改め、同条第三項中「一般旅券の下に」及び「渡航書」を加え、同条第四項中「書換発給」を「一般旅券の記載事項の訂正又は再発給」に改める。

第二十二條を次のように改める。
（事務の委任）
第二十二條 外務大臣は、政令で定めるところにより、一般旅券に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

2 外務大臣は、第十九条第三項において準用する第十四条の通知に係る書面の交付に関する事務を内閣審査官に委任することができる。
第二十二條の次に次の一条を加える。
（外務省令への委任）
第二十二條の二 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、外務省令で定める。

第二十三條第一号中「前条に規定する書類」を「この法律に基づく申請又は請求に関する書類」に、「旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付」を「当該申請又は請求に係る旅券又は渡航書の交付」に改め、同条第二号中「旅券」の下に「渡航書」を加え、同条第三号中「旅券」を「旅券若しくは渡航書」に改め、同条第五号中「旅券」の下に「又は渡航書」を加え、同条に次の一項を加える

る。

2 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航した者

二 渡航書に帰国の理由地が指定されている場合において、理由地以外の地域に渡航した者

第二十四条中「同条各号の一に掲げる」を「同条の」に改める。

第二十五条中「第二十三条各号の二」を「第二十三条第一項又は第二項に掲げる者」に改め、「旅券」の下に「又は渡航書」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(従前の旅券に関する経過措置)

2 改正前の旅券法(以下「旧法」という。)の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものの(以下「旧旅券」という。)は、改正後の旅券法(以下「新法」という。)第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなして、新法の規定を適用する。ただし、数次往復用の旧旅券(当該旧旅券につきこの法律の施行後に新法第十条の規定により再発給される旅券を含む。)については、旧法第十八条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

(従前の申請又は請求に関する経過措置)

3 旧法の規定に基づいてされた旅券に関する申請又は請求でこの法律の施行の際当該申請又は請求に対する処分がされていないものは、新法の相当規定に基づいてされた旅券に関する申請又は請求とみなす。この場合において、旧法第九条の規定に基づいてされた旅券の書換発給の申請又は請求は、新法第九条の規定に基づいてされた旅券の記載事項の訂正の申請又は請求とみなす。

(手数料に関する経過措置)

4 前項前段の申請に基づく一般旅券(数次往復用のものを除く。)の発給、当該申請に基づく一般旅券の渡航先の追加及び再発給並びに附則第二項ただし書に規定する旧旅券につき新法第十条の規定により行なわれる再発給に関する手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

6 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「おいてする」を「おいては、」に改め、「第九條第一項」を削り、「經由して」の下に「旅券法第九條第一項又は第十二條第一項若しくは第二項の申請は、沖繩事務所長を經由して、」を加え、ただし書を削り、同条第三項中「又は第八條第三項」を削り、「外務大臣」の下に「以下この条において同じ。」を、「領事官」との下に「あり、同条第三項中「都道府県知事」とあり、又は同条第四項中「国内においては都道府県知事が、国外においては領事官」とを加え、同条第四項中「本文」を削り、「第八條第四項、第九條第三項又は第十條第三項」を「第八條第二項、第九條第二項、第十條第二項又は第十二條第三項」に改める。

第三条の見出し中「発行」を「発行等」に改め、同条第一項中「発行」の下に「その他の処分を加え、同条第二項中「規定により発行された」を「規定の適用を受ける」に改める。

第四條中「第十二條第一項中「国内」とあるのは「沖繩」と、「本邦と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復」とあるのは「沖繩と特定の一又は二以上の外国との間」を「第三條第五項中「本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復」とあるのは、「沖繩と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間」に改める。

第五條中「第九條第一項若しくは」を削り、「第十八條第一項第一号中」の下に「帰国」とあるのは「沖繩」に再入域し、又は帰国」と、同項第一号の二中」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する旅券については、旅券法第十一條第三項中「本邦」とあるのは、「沖繩から出域し、又は本邦」とする。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

7 附則第二項及び第三項の規定は、前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律の適用を受ける旅券に関して準用する。

(地方自治法の一部改正)

8 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(中)(昭和二十六年法律第二百六十七号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「を受理し、及び一般旅券等の交付」を「等の受理及び一般旅券の交付等」に改める。

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、フレック・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は四月四日)

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、世界連邦の建設に関する決議に関する請願(第三六〇三号)(第三六〇四号)(第三六〇五号)(第三七三二号)(第三七三三号)

第三六〇三号 昭和四十四年四月十四日受理

世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 京都府亀岡市天恩郷大本婦人会内
小高美沙子外三十一名

紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三六〇四号 昭和四十四年四月十四日受理

世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 東京都武蔵野市西久保一ノ八ノ一
小塩とよ子外二十名

紹介議員 松下 正寿君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三六〇五号 昭和四十四年四月十四日受理

世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 大阪府東大阪市鴻池七六六ノ六
矢島敬二外二十名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三七三二号 昭和四十四年四月十六日受理

世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 東京都千代田区神田淡路町二ノ一
一 銭谷庫之助外二十名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三七三三号 昭和四十四年四月十六日受理

世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 滋賀県大津市島ノ関九ノ三一 西
田初子外五十三名

紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、日米安全保障条約廃棄に関する請願(第三

九一九号)

一、世界連邦の建設に関する決議に関する請願
(第三九二七号)(第三九二八号)(第三九二九号)(第三九五三三三)(第三九八八号)(第四〇〇九号)(第四〇一〇号)(第四〇四四号)(第四〇四五号)(第四一五五号)(第四一三三三)(第四一三四号)(第四一五三三)

第三九一九号 昭和四十四年四月十九日受理
日米安全保障条約廃棄に関する請願
請願者 東京都世田谷区三宿二ノ三〇ノ七 桜井敏生外二百二十九名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君
河田 賢治君 須藤 五郎君
岩間 正男君 渡辺 武君
小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第三九二七号 昭和四十四年四月十九日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 東京都千代田区神田淡路町二ノ一 三 山尾糸江外二十名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三九二八号 昭和四十四年四月十九日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 滋賀県大津市坂本町一、七九四 宮部誠一郎外二十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三九二九号 昭和四十四年四月十九日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 福岡県飯塚市幸袋町第二目尾二組 吉田 一一外二十九名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三九五三三三 昭和四十四年四月二十一日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 奈良県橿原市曾我町九二八 中本 隆男外二十五名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第三九八八号 昭和四十四年四月二十一日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 宮崎市西池町二ノ四〇 本島才次 郎外二十五名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四〇〇九号 昭和四十四年四月二十二日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 東京都千代田区神田淡路町二ノ二 七 小松良人外二十三名

紹介議員 森 八三一君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四〇一〇号 昭和四十四年四月二十二日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北二ノ九 一九 榎木一策外四十六名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四〇四四号 昭和四十四年四月二十二日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 兵庫県西宮市神呪町一一七 水田 裕子外二十名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四〇四五号 昭和四十四年四月二十二日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 鹿児島市都元町八一五 前田広治 外三十五名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四一五五号 昭和四十四年四月二十二日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 奈良市常原東の町 松本博外二十 四名

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四一三三三 昭和四十四年四月二十三日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 長野市上千歳町一、一八九 丸山 止才夫外二十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四一三四号 昭和四十四年四月二十三日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 大阪市浪速区元町四ノ二九八 加 山義秋外二十名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第四一五三三 昭和四十四年四月二十三日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 長野県飯田市大横町三七 鈴木俊 平外二十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

五月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

以前に日本国の国際連盟委任統治の下にあり、現にアメリカ合衆国が国際連合の信託統治制度の下で太平洋諸島信託統治地域として施政を行なっている太平洋の諸島の住民が第二次世界大戦中の敵対行為の結果こうむつた苦痛に対し、ともに同情の念を表明することを希望し、

信託統治地域の住民の福祉のために自発的拠出を行なうことを希望し、

日本国及びその国民の財産で信託統治地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む)で同地域の施政当局及び住民に対するものの処理並びに日本国における同地域の施政当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対する施政当局及び住民の請求権(債権を含む)の処理に関し、日本国との平和条約第四条(a)において予見されている特別取極を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 信託統治地域の住民の福祉のために使用される日本国の生産物及び日本人の役務を同地域の施政当局が日本国において購入するため、日本国は、現在五百万合衆国ドル(五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇)を、

〇〇ドル)に換算される十八億円(一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)を無償で施政権者としてのアメリカ合衆国の使用に供する。

2 1の生産物及び役務の供与は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が別段の合意を行なう場合を除くほか、日本国の昭和四十五年度予算が国会によつて承認された日又は第二条に規定するアメリカ合衆国議会による予算の承認の日のいずれかおそい日から三年の期間にわたつて行なわれるものとする。日本国による生産物及び役務の供与は、3の規定に基づいて締結される細目取極に従うことを条件として、その期間中、合理的な程度に均等に行なわれるものとする。

3 日本国政府及び施政権者としてのアメリカ合衆国の政府は、この条の規定の実施のため、細目取極を締結する。

第二条

アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国議会による予算の承認を条件として、信託統治地域のための通常の財政支出のほかに、同地域の住民の福祉のために使用する五百万合衆国ドル(五、〇〇〇、〇〇〇ドル)の資金を設定する。

第三条

日本国及び施政権者としてのアメリカ合衆国は、日本国及びその国民の財産で信託統治地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む)で同地域の施政当局及び住民に対するものの処理並びに日本国における同地域の施政当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対する施政当局及び住民の請求権(債権を含む)の処理に関し、日本国との平和条約第四条(a)の規定に包含されるすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことに合意する。

第四条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認した旨の通知をアメリカ合衆国政府が日本国政府から受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十九年四月十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

愛知揆一

アメリカ合衆国のために

デイヴィッド・L・オズボーン

(協定第三条に関する交換公文)

(米側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された太平洋諸島信託統治地域に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、本官は、日本国及びその国民が、その請求権で施政権者としてのアメリカ合衆国及び信託統治地域の住民に対するものがすべて処理済みのもので認められている事実を照らし同協定第三条の規定の範囲内におけるミクロネシア側の請求(信託統治地域が第二次世界大戦にまき込まれたことから生ずる請求を含む)に對するすべての責任から完全かつ最終的に免れることとアメリカ合衆国政府の了解を同政府に代わつて確認する光榮を有します。

施政権者としてのアメリカ合衆国の政府は、その適當と認める形式、態様及び範圍で、かつ、アメリカ合衆国及び日本国が前記の協定に基づいて行なう拋出の合計額に見合う金額を限度として、同協定第三条に規定するミクロネシアの個々の住民の請求につき支払を行なうための措置を執る意圖を有します。

本官は、閣下が、前記の了解が貴国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十九年四月十八日に東京で

臨時代理大使

デイヴィッド・L・オズボーン

外務大臣 愛知揆一閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日の貴官の次の書簡に言及する光榮を有します。

本日署名された太平洋諸島信託統治地域に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、本官は、日本国及びその国民が、その請求権で施政権者としてのアメリカ合衆国及び信託統治地域の住民に対するものがすべて処理済みのもので認められている事実を照らし同協定第三条の規定の範囲内におけるミクロネシア側の請求(信託統治地域が第二次世界大戦にまき込まれたことから生ずる請求を含む)に對するすべての責任から完全かつ最終的に免れることとアメリカ合衆国政府の了解を同政府に代わつて確認する光榮を有します。

施政権者としてのアメリカ合衆国の政府は、その適當と認める形式、態様及び範圍で、かつ、アメリカ合衆国及び日本国が前記の協定に基づいて行なう拋出の合計額に見合う金額を限度として、同協定第三条に規定するミクロネシアの個々の住民の請求につき支払を行なうための措置を執る意圖を有します。

本官は、閣下が、前記の了解が貴国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、さらに、貴官の書簡にいう了解が日本国政府の了解でもあることを同政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

千九百六十九年四月十八日

日本国外務大臣 愛知揆一

アメリカ合衆国臨時代理大使

デイヴィッド・L・オズボーン殿

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補正する議定書

日本国政府及びインド政府は、

千九百六十年一月五日にニュー・デリーで署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第一条(1)中次の改正を行なう。
1 「千九百二十二年のインド所得税法(千九百二十二年の第十一号)」を「千九百六十一年の所得税法(千九百六十一年の第四十三号)」に改める。

2 「附加税」を削る。

3 「(以下「インドの租税」という。)」の前に「並びに千九百六十四年の法人超過利潤税法(千九

百六十四年の第七号)に基づいて課される超過利潤税」を加える。

第二条

協定第二条(i)(iii)の次に次のように加える。
(iiia) 一方の締約国の企業は、営業又は事業におけるもつぱら準備的又は補助的な活動としての広告、情報の提供又は科学的調査を行なうことを目的として事業を行なう一定の場所を保有する場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

第三条

協定第三条(4)の次に次のように加える。
(4A) 一方の締約国の企業が他方の締約国からの輸出を目的として行なう単なる商品の購入に限られる活動によつては、いかなる利得も、当該一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に帰せられることはない。

第四条

1 協定第五条の規定を適用するにあたり、軽減率は、五十パーセントに代えて五十五パーセントとする。

2 協定第五条(3)中「この協定の署名の日に有効である千九百二十二年のインド所得税法(千九百二十二年の第十一号)第四十四条のA及び第四十四条のB」を「この協定を修正補足する議定書の署名の日に有効である千九百六十一年の所得税法(千九百六十一年の第四十三号)第七十二条」に、「この協定の署名の日に有効である前記の所得税法第四十四条のC」を「同議定書の署名の日に有効である前記の所得税法第七十二条」に改める。

第五条

協定第十条(a)の初めに「第三条(4)の規定を留保して、」を加える。

第六条

協定第十一条(3)(b)を次のように改める。
(b) (a)の控除の適用上、インドの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの協定を修正補足する議定書の署名の日に実施さ

れているもの又は現行の措置の修正若しくはこれへの追加として将来導入されることがあるものに從つて軽減又は免除が行なわれなかつたと仮定した場合に支払われるべきインドの租税の額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行なうことを条件とする。

第七条

千九百六十年一月五日にニュー・デリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の不可分の一部をなす議定書は、廃止する。

第八条

1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、

(i) インドにおいては、千九百六十七年四月一日以後に開始する各賦課年度について、

(ii) 日本国においては、千九百六十六年一月一日以後に開始する各課税年度について、適用するものとする。

3 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。ただし、第四条1の規定は、協定が有効である限り、この議定書の適用が開始する日から五年の期間中適用される。この期間の満了にあたり、両締約国の政府は、この期間を合意によつて延長するため相互に協議する。

以上の証拠として、両締約国の政府の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

千九百六十九年四月八日にニュー・デリーで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

法眼晋作

インド政府のために

P・C・セティ